

2023

# DISCLOSURE

えひめ未来農業協同組合の現況

えひめ未来農業協同組合

# 目 次

## ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（4年度）	1
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献活動	7
7. リスク管理の状況	9
8. 自己資本の状況	19
9. 主な事業の内容	20

## 【経営資料】

### I 決算の状況

1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	38
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	66
5. 部門別損益計算書	67
6. 会計監査人の監査	67

### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	68
2. 利益総括表	68
3. 資金運用収支の内訳	69
4. 受取・支払利息の増減額	69

### III 事業の概況

1. 信用事業	70
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	

⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	77
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	79
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 会館利用事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	80
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
(2) 介護事業取扱実績	
(3) その他事業取扱実績	
5. 指導事業	81
IV 経営諸指標	
1. 利益率	82
2. 貯貸率・貯証率	82
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	84
2. 自己資本の充実度に関する事項	86
3. 信用リスクに関する事項	88
4. 信用リスク削減手法に関する事項	91
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	92
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	92
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	92
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	93
9. 金利リスクに関する事項	93

VI 連結情報	
1. グループの概況	96
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（4年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	133
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	143
【JAの概要】	
1. 機構図	144
2. 役員構成（役員一覧）	145
3. 会計監査人の名称	145
4. 組合員数	145
5. 組合員組織の状況	146
6. 特定信用事業代理業者の状況	146
7. 地区一覧	146
8. 沿革・あゆみ	146
9. 店舗等のご案内	146

## ごあいさつ

組合員・地域住民の皆さまには平素より格別のご愛顧を賜り心より御礼申し上げます。ここに令和4年度実績「ディスクロージャー誌2023」を作成致しました。

この「ディスクロージャー誌」はえひめ未来農業協同組合の経営及び業務内容、活動内容等についての情報開示を通じて地域の皆さまにより信頼してご利用いただくためのものです。当JAに対するご理解とご関心をより一層深めていただければ幸いです。

令和4年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢の悪化、為替相場の変動が社会・経済活動に大きな影響を与えました。特に資源の多くを輸入に頼る我が国は、原材料の調達コストが物価高騰を招き、企業収益や家計を直撃することになりました。また、農業においては、米や野菜等をはじめとする価格が低迷する中、肥料や飼料などの生産資材価格が高騰し、農家所得は厳しい状況に追い込まれ、農家の再生産意欲が心配される状況下、国による肥料価格高騰対策に愛媛県の助成が決定したことに伴い、新居浜市・西条市へ緊急支援の要請を行うとともにえひめ未来農業協同組合として独自対策を打つなど対応に努めました。

一方、農業・JAをとりまく情勢につきましては、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」について、制定から約20年以上経過し、昨今の世界的な食料情勢の変化に伴う安全保障リスクや地球環境問題への対応などについて検証を行い、見直しを進める議論が行われています。「農政の憲法」とされる非常に重要な法律でありますので今後も注視してまいります。

このような情勢のもと、令和4年度はえひめ未来農業協同組合第1次中期経営計画の初年度として経営理念「『人とのふれあいを大切に、地域の農業と食を創造し、活力ある豊かな「未来」をつくります。』」に基づき、事業に取り組んでまいりました。事業面ではマイナス金利やコロナ禍など厳しい環境下でありましたが、総合事業の掘り起こしとみなさまのご協力により計画以上の実績を残すことができました。また、施設整備計画に基づき、令和4年4月に直売所「ときめき水都市」のリニューアル、令和4年7月西条川西地区（神戸・橘・氷見・禎瑞）を統合し、西条川西支所をオープンしました。また令和4年11月に臨時総代会を開催し、今後の施設整備計画について承認をいただきました。

令和5年度は、第1次中期経営計画の第2年度であります。ウィズコロナを基本とし、環境変化に柔軟に対応し、これまで以上に積極的に事業を展開し「農業振興に深くかかわるための経営基盤づくり」を目指してまいります。また、施設整備計画に基づき、着実に施設整備を進めてまいります。

今後、JAをとりまく環境の厳しさは増すことが予想されますが、役職員が全力で「自己改革」を実践し組合員・利用者との「対話」を充実し、事業運営に反映してまいります。今後とも、みなさまの変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

令和5年7月

えひめ未来農業協同組合  
代表理事組合長 加藤 尚

## 1. 経営理念

えひめ未来農業協同組合は、人とのふれあいを大切に、地域の農業と食を創造し、活力ある豊かな「未来」をつくります。

## 2. 経営方針

- 一、『地域の「食」は地域の「農業」で守る』を柱に、地域特性を活かす農業を確立します。
- 一、環境変化を見据える総合事業を展開し、豊かに暮らせる地域づくりに貢献します。
- 一、持続可能な経営基盤の確立に努め、地域から必要とされるJAであり続けます。
- 一、組合員・役職員がいきいきと、活気あふれるJAを目指します。

## 3. 経営管理体制

### ◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 4. 事業の概況

### (1) 業況

営農部門においては、基幹作物である米は、天候等に恵まれ病害虫の発生も少なく早生・中生ともに平年以上の収量でしたが、品質は中生において収穫前9月の日照不足等により若干低下しました。買取価格については、全国的な情勢の流れを受け昨年より低下しました。

愛媛県推奨の新品種「ひめの凜」については、栽培開始から4年目となり西条地区で121ha、新居浜地区で5haと面積拡大が進んでいますが、食味を上げる栽培管理について課題もあり、解決に向け指導をおこなってまいります。

裸麦については、平年以上の収量を確保できましたが、需給バランスを保つ為、多用途麦に取り組み等、生産調整を実施いたしました。

野菜関係では、コロナ禍の影響から回復の兆しが見られ、上半期は出荷増の単価高、下半期は出荷減の単価高で推移し、品目の格差はありましたが平年以上の生産、販売を確保することができました。

ときめき水都市については、4月15日にリニューアルオープンし、出荷量・販売高ともに計



画以上の実績となりましたが、今後更なる拡大に向け、生産振興・スタッフ教育・販売等、運営委員会を中心に改善改革に取り組んでまいります。

金融共済部門においては、人口減少や少子高齢化、また金融緩和政策の継続など取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。融資事業では、定期的な農家訪問を実施し、農家の皆さまの農業資金需要に対応しております。

貯金事業は、長らく続く低金利状況の中でも、地域の皆さまから約1,500億円をお預かりさせていただいております。

共済事業では、自然災害への備えとして、建物更生共済を中心とした保障充実による安心な暮らしの提供や迅速な罹災調査活動に取り組み、他にも疾病や事故の保障に対して迅速な共済金支払いを進めております。引き続きサービスを向上させ、お客さまの利便性向上を図ってまいります。

生活部門においては、コロナ関連の規制緩和傾向の中で継続した感染防止対策を取りながら、事業活動の活性化に取り組まれました。コロナ禍により中止していました人形供養祭、女性部サークル活動発表会を3年振りに開催し、組合員・利用者の皆さまには活動の再開を大変喜んでいただきました。

葬祭事業は、コロナ禍で葬儀の縮小傾向が続いていましたが、徐々に参列者も増加傾向で推移し、葬祭会員制度の改正や葬儀施設の快適化、葬儀価格の見える化(全会館家族葬対応、全会館Wi-Fi完備、ホームページの開設など)に努めた結果、607名の新規会員の加入、また令和4年度は西条地区389名、新居浜地区307名、管内合計696名の方々のお見送りをさせていただきました。

介護福祉事業は、組合員・利用者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、居宅・通所・訪問・小規模多機能介護事業で総合的に自立支援・重度化防止に取り組まれました。今後も組合員・利用者が安心して利用できる介護サービス体制を整備し、組合員・利用者家族の就農・就業の一助となるよう、良質な介護を目指してまいります。

経済事業は、原油価格、生活物資の高騰が続く中、燃料の安定供給に努めました。また、近年の災害甚大化に備え、管内対象地域に「浸水によるLPガス容器の流出防止器具」の取付けを順次施工し、今年度は268件取付けを完了し、今後も定期保安点検等を通じて保安体制の強化に努めてまいります。

女性部組織活動は、コロナ禍で制限はありましたが、豊かな暮らし・地域づくりを目的とした「食農教育活動」「SDGs活動」「ミニデイサービス活動」を柱に、地域の活性化に努めました。

本年度の決算結果は、事業利益217百万円、経常利益336百万円、当期損失金は301百万円となりましたが、未処分剰余金は415百万円となっております。なお、自己資本比率は16.49%となり、基準(8%)に対し大きく充足しています。

以上、令和4年度の事業概況を報告いたします。

(2) 当該事業年度における事業の経過

年月日	事項(主な動き)
4月 1日	辞令交付式・新規採用職員入組式
6日	女性部「エチケット袋入れ・シトラスリボン作り」
7日～8日	会計監査人期末監査Ⅱ
7日～8日	春の野菜苗販売(新居浜地区)
15日	ときめき水都市リニューアルオープン「お芋に恋をして」販売開始
16日	春の野菜苗販売(西条地区)
18日	教本贈呈式(西条市)
18日～19日	会計監査人期末監査Ⅲ
21日	新居浜ブロック女性部通常総会
25日	第2回女性部総代会
23日～24日	スプリングフェスタ(ときめき水都市)
26日	大町小学校野菜苗植え付け体験
27日	監事会・理事会
5月 1日～3日・6日	会計監査人期末監査Ⅲ
2日	教本贈呈式(新居浜市)
7日～24日	聞き取り調査
9日～10日、12日～13日	令和3年度決算監事監査
20日	絹かわなす部会総会
27日	監事会
31日	理事会
6月 7日～22日	支所別事業説明会
11日～12日・18日～19日	メロンフェア
17日	西条ブロック えがお輝く健康教室「健康体操」
25日	第2回通常総代会
26日	人形供養祭
30日	監事会・理事会
7月 4日・25日	インボイス制度説明会
6日	新居浜ブロック女性部「マスクケース作り」
11日	絹かわなす目ならし会
14日	泉川支部「エチケット袋入れ作り」
15日	西条ブロック えがお輝く健康教室「笑いヨガ」
20日	第26回令和3年度水都市総会
20日	多喜浜支部 料理教室
22日	青年部設立総会
22日～23日	農機大展示即売会
25日	西条川西支所オープン
25日～29日	会計監査人期中監査Ⅰ
28日	監事会・理事会
8月 5日	里芋部会総会
8日	七草部会総会
19日	いちご部会総会・共進会
24日	禎瑞支部「防災について学ぶ」



ときめき水都市リニューアルオープン



教本贈呈式



第2回通常総代会



西条川西支所オープン

年月日	事項(主な動き)
8月 25日～27日	フレッシュミズ「米麴・ひしお麴作り」
30日	監事会・理事会
9月 1日	新居浜市へ生産資材高騰対策要請
2日	青年部意見交換会
6日～8日	西条小学校味噌作り体験
7日	西条市へ生産資材高騰対策要請
7日～9日	玉津小学校味噌作り体験
8日	南海放送ラジオ連携協定(PAL協定)締結式
16日～17日	秋の菜園応援フェア
20日～22日	神拝小学校味噌作り体験
29日	監事会・理事会
30日	白ねぎ部会総会
30日	棚卸監事監査
10月 3日	新居浜ブロック 女性部めんつゆ作り
4日	高津支部「ムスイ鍋講習」
8日～9日	あかがね市生産者×消費者交流イベント(イオンモール新居浜)
8日～9日	新米フェア(ときめき水都市・みのりちゃん市場)
14日	金子支部「ムスイ鍋講習」
21日	西条ブロック えがお輝く健康教室「健康体操」
22日～23日	ときめき水都市創業祭
24日	新居浜ブロック 女性部営農購買部会
24日～11月10日	地区運営委員会
28日～29日	新米フェア(四季菜広場)
28日	理事会
31日	監事会
11月 1日・4日	ほうれん草出荷協議会
7日	いちご出荷協議会
9日	船木支部「ムスイ鍋講習」
17日～18日・22日・24日	上半期決算監事監査
11日	たまねぎ苗販売
13日～14日	氷見支部「PPPバンドでバッグ作り」
18日	西条ブロック えがお輝く健康教室「ノルディックウォーキング」
19日～30日	みかんフェア
21日	臨時総代会
21日	女性部生活文化部会 「SDGs講座・新聞バッグ作り講座」
23日	みのりちゃんカップ2022
30日	監事会・理事会
12月 3日～4日	紅まどんなフェア
7日	みらいサミット
7日	西条ブロック女性部営農購買部会 「SDGsを意識した料理教室」
7日～9日	会計監査人期中監査II事前準備



フレッシュミズ「米麴・ひしお麴作り」



南海放送ラジオ連携協定(PAL協定)締結式



新米フェア



みのりちゃんカップ2022

年月日	事項(主な動き)
12月 9日	年金友の会玉津支部グラウンドゴルフ大会
11日	氷見支部水都市交流イベント
12日	たまねぎ部会総会
13日	女性部健康部会
17日	大町支部「フラワーアレンジメント教室」
26日	垣生支部「ムスイ鍋講習」
27日	氷見支部「フラワーアレンジメント教室」
28日	監事会・理事会
30日～1月4日	春の七草 収穫・出荷作業
1月 4日	野菜初出荷式
7日	みのりちゃんカップ2022順位決定戦
7日	七草粥振る舞い
11日	年金友の会上部地区 グラウンドゴルフ大会
12日・25日	新居浜市内7ヶ所のこども食堂へお米提供
13日・27日	春の七草出前授業
18日	神郷支部「ぜんざい作り」
18日～30日	J Aカレンダー展示(イオンモール新居浜)
30日～31日	会計監査人期中監査II
31日	監事会・理事会
2月 1日	直売所ポイントサービス開始
1日～3日	会計監査人期中監査II
3日～4日	農機大展示会
16日	年金友の会玉津支部クロッケー大会
17日	新居浜市と西条市へ母子手帳ケース寄贈
18日	飯岡支部「フラワーアレンジメント」
23日	ときめき水都市感謝祭
24日	春の七草出荷反省会
28日	畜魂祭
28日	監事会・理事会
3月 3日	上部西支部「フラワーアレンジメント」
3日	令和5年度米政策並びに経営所得安定対策説明会
4日	第15回 新居浜ブロック 女性部サークル活動発表会
6日	ときめき水都市生産者大会
9日	いちご目ならし会
10日	本所支部「お料理教室」
16日	臨時理事会
17日・22日～24日	会計監査人期中監査III
22日	インボイス制度説明会
22日	年金友の会上部西支部グラウンドゴルフ大会
30日	監事会・理事会
31日	みのり期末監査I
31日	決算棚卸監事監査



年金友の会グラウンドゴルフ大会



こども食堂へお米の提供



農機大展示会



第15回女性部サークル活動発表会

※新型コロナウイルスの影響で中止とした行事については未掲載です。



## 5. 農業振興活動

### ◇安全・安心な農産物作りへの取り組み

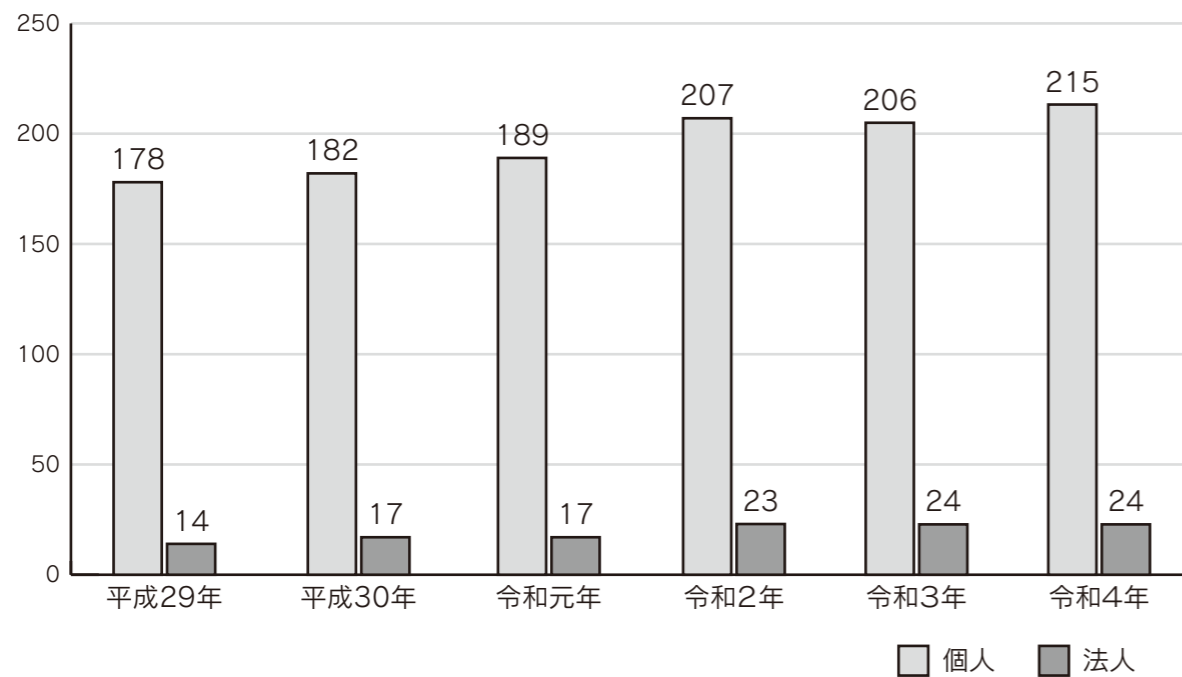
J Aは安全・安心な農産物作り運営規程、生産基準の設定を行い、生産部会員へ生産基準に基づく生産履歴記帳運動活動を行い、農産物の安全の確保、消費者、取引先への安心の提供を主な目的として、生産履歴記帳運動を展開しています

### ◇担い手への支援

あぐりセンター及び新居浜経済センターにおいて、行政と連携し認定農業者、担い手農家及び新規就農者への支援等、農業に関する全ての相談を受け付けています。

新規就農者に対する教育・研修と新たな栽培技術の確立に向けた取り組みを行うため、実証圃を設置しています。また、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域農業の維持・発展に努めています。

認定農業者推移



※ 当J A管内の認定農業者数です。  
※ 令和2年は旧J A新居浜市と旧J A西条を合計した人数です。

## 6. 地域貢献活動

### ◇地域密着型金融への取り組み

J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、J AバンクえひめとしてJ A・愛媛県信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮を目指し、担い手金融強化に積極的に取り組んでおります。それぞれの役割分担としては、J Aは認定農業者や集落営農組織等の担い手を主体に金融対応を行っております。愛媛県信連・農林中金はJ Aの取り組みを推進・支援する中で「J Aで対応が困難な農業法人等の担い手」に対し、直接融資、またJ Aと融資等を行っていきます。

#### (1) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当J Aは農山漁村等地域を基盤とする系統金融機関であることから、愛媛県信連とともに農山漁村等地域に密着した農業者等のニーズを的確に把握するため、農業担い手への金融対応策に取り組んでいます。

##### ○担い手金融リーダーの配置

農業の基盤となる担い手の育成確保を図るため、部門横断的担い手対応部署のメンバーとして、J A・愛媛県信連・農林中金に担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手農家の資金調達対策等に対応しています。

##### ○担い手金融リーダーの育成

担い手金融リーダーの対応能力向上のため、地域のリーダー会議や農業融資研修に参加しています。

#### (2) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ(就農・発展期・成熟期・更正期・承継期)に応じた支援に取り組んでいます。

##### ○利子助成支援

担い手農家の農業経営の負担軽減を目的として、J Aバンクアグリサポート利子助成等を実施しています。

##### ○相談対応支援

愛媛県信連と担い手農家・農業法人へ同行訪問を実施するなど農業資金の利用相談等に取り組んでいます。

##### ○各種農業資金、制度資金の提供

農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫資金等の各種農業資金、制度資金を貸し出ししています。

【主な制度資金等】

名 称	資 金 の 概 要
<b>農業制度資金（愛媛県関係資金）</b>	
<b>農業近代化資金</b>	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
<b>農業制度資金（日本政策金融公庫資金）</b>	
<b>農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）</b>	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
<b>経営体育成強化資金</b>	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
<b>青年等就農資金</b>	新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける資金です。
<b>J A 独自資金</b>	
<b>アグリマイティー資金</b>	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金です。
<b>J A 農機ハウスローン</b>	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金です。
<b>農業経営資金</b>	組合員の農業経営に資する資金需要に幅広く応えるためのえひめ未来農業協同組合独自の資金です。
<b>J A 農業おまかせ資金</b>	農業者及び農業を営む法人及び任意団体が農業用施設の改良、造成または取得及び農業経営に必要な資金に対応できる J A バンク独自の資金です。

## 7. リスク管理の状況

### ◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### (1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### (2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測



定を行い経営層に報告しています。

### (3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### (5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、店内点検・部署内点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### (6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本規程」を策定しています。

## ◇ 法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

## ◇ 金融ADR制度への対応

### (1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等の整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0897-37-1004)(月～金 9時～17時)

### (2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)

(1)の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話:03-6837-1359)にお申し出ください。愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

#### ・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。また、(1)の窓口にお問い合わせください。

## ◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、

定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

#### ◇ 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

##### (1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において、協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

##### (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱に関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

##### (4) 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

##### (5) 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的、効果的監査を支援する。

##### (6) 組合及びその子会社等における業務の適性を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理体制を整備し、適正かつ効率的に業務を施行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

##### (7) 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

#### ◇ 個人情報保護方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当ＪＡ」といいます。)は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

##### (1) 関連法令等の遵守

当ＪＡは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当ＪＡは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

##### (2) 利用目的

当ＪＡは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

##### (3) 適正取得

当ＪＡは、個人情報を取得する際、適法な手段で取得いたします。

##### (4) 安全管理措置

当ＪＡは、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第１６条第３項が規定する、個人情報データベース等(保護法第１６条第１項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。



(5) 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当 J A は、仮名加工情報(保護法第 2 条第 5 項)及び匿名加工情報(保護法第 2 条第 6 項)の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

(6) 第三者提供の制限

当 J A は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 J A は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当 J A は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(8) 開示・訂正等

当 J A は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

(9) 苦情窓口

当 J A は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(10) 継続的改善

当 J A は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

えひめ未来農業協同組合(以下、「当 J A」といいます。)は、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 J A の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 当 J A は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

(2) 当 J A は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

(3) 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

(4) 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

(5) 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 利益相反管理体制

えひめ未来農業協同組合(以下、「当 J A」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定め、その概要を次のとおり公表します。

(1) 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J A の行う信用事業関連業務、経済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

① お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

② 当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

(3) 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- ① 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- ② 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- ③ 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- ④ 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- ⑤ 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基



づき適切に記録し、保存いたします。

#### (6) 利益相反管理体制

① 当J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当J Aの役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### (7) 利益相反管理体制の検証等

当J Aは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

### ◇ J Aバンク利用者保護等管理方針

えひめ未来農業協同組合(以下、「当J A」といいます。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

- (1) 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- (2) 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- (3) 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- (4) 当J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- (5) 当J Aとの取引に伴い、当J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

### ◇ 金融円滑化にかかる基本方針

えひめ未来農業協同組合(以下、「当J A」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当J Aの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当J Aの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- (1) 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

(3) 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

(4) 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

(5) 中小企業者等金融円滑化法への対応

① 農業事業者、中小事業者及び住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

② 当J Aは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

(6) 当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

① 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

③ 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(7) 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

### ◇ マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当J A」といいます。)は、事業を行うにつまじして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### (運営等)

当J Aは、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当J Aの特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### (マネー・ローンダリング等の防止)

当J Aは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスク

を適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

**(反社会的勢力との決別)**

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

**(組織的な対応)**

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

**(外部専門機関との連携)**

当JAは、警察、公共財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

## 8. 自己資本の状況

◇ **自己資本比率の状況**

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、16.49%となりました。

◇ **経営の健全性の確保と自己資本の充実**

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	えひめ未来農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,217百万円（前年度2,124百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため平成30年度より増資運動に取り組んでおり、4年度末の出資金額は、対前年度比93百万円増の2,217百万円となっています。



## 9. 主な事業の内容

### ① 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階で有機的に結びつき、JA系統金融機関として大きな力を発揮しています。

#### 〔貯金業務〕

いろいろな種類の貯金をお取り扱いして、皆さまの多様なニーズにお応えするとともに、地域金融機関として総合力を発揮したサービスを行い、組合員や地域の皆さまの豊かな暮らしのパートナーとして各種貯金をご利用いただいております。また、えひめ未来農業協同組合で年金を受け取られている方には、「年金友の会特別定期貯金」などお得な金利上乘せ商品をご案内しています。

#### 【主なJA貯金のご案内(5年7月1日現在)】

種類	特色	期間	預入単位
総合口座	1冊の通帳に「貯める、受け取る、支払う、借りる」など便利な機能を備えています。	自由	1円単位
普通貯金	いつでも出し入れ自由！カードでの入金もOK。		
貯蓄貯金	増やしながらいつでも使える貯金です。金額階層別(5段階)に金利が設定されています。		
当座貯金	・不利禁止です。 ・口座開設の際は信用調査が必要です。 ・払い戻しは小切手振出が必要です。		
スーパー定期貯金	・多様な貯金ニーズに応えられます。 ・各期間での定型方式と、1ヶ月超5年未満で満期日を指定できる満期日指定方式です。 ・預入3年以上5年以内は半年複利(個人に限定)です。 ・総合口座とセットすれば自動融資可です。	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 1年 2年 3年 4年 5年	1,000円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。 ・3年もの半年複利型は個人のみになります。		1,000万円以上
期日指定定期貯金	・複利商品(個人に限定)です。 ・300万円未満 ・据置期間(1年)経過後、元金の一部が支払可になります。	据置期間1年 最長3年	1,000円以上
変動金利定期貯金	・3年もの定型方式のみ半年複利(個人に限定)です。 ・約定金利は6ヶ月毎の応当日に自動的に変更されます。 ・金額階層別(3段階)に金利設定があります。	3年	1,000円以上
定期積金	・無理なく貯める貯蓄商品です。 ・積立方法は、毎月と2ヶ月に1回があります。	1年以上 10年未満	1,000円以上

### 〔貸出業務〕

地域に根ざした金融機関として、組合員や地域の皆さまの暮らしや業務に必要な資金をご融資するとともに、農業関連産業、地方公共団体などへもご融資し、農業振興や地域経済の向上、発展に貢献しています。また、住宅ローンや教育・マイカーローンなどの使いみちにあわせた各種ローンをご用意いたしております。

また、本所、西条総合相談センター内に「ローン相談センター」を設置し、平日は17時まで、土日は16時まで営業を行い、利用者への利便性の向上、金融サービス機能の充実を目指しております。

なお、ローンのご利用に際しては、組合員資格が必要となります。

#### 【JAの主なローンのご案内(5年7月1日現在)】

##### ●「プランに合わせたローン」

種類	お使いみち	期間	ご融資金額
住宅ローン	お住まいの新築、増改築をはじめ、新築・中古住宅の購入、土地の購入、借換資金などにご利用いただけます。	3年以上 40年以内	10,000万円以内
リフォームローン	住宅の増改築、太陽光発電等エコリフォーム、改装、補修、空家解体などにご利用いただけます。	1年以上 20年以内	2,000万円以内
教育ローン	ご子弟の進学をJAが応援します。入学費、授業料のほか、下宿代、仕送りなどにもご利用いただけます。	最大15年以内 (在学期間+9年)	1,000万円以内
マイカーローン	自動車・オートバイの購入、車検、修理、免許取得費用、他の金融機関からの借換にご利用いただけます。	6ヶ月以上 10年以内	1,000万円以内

##### ●「使いみち自由なローン」

種類	お使いみち	期間	ご融資金額
カードローン	生活に必要な資金を限度額まで自由に使えるローンです。	1年 ただし、解約の意思表示がなく当JAが信用状況を点検した結果更新に支障がない場合、さらに1年間延長。	500万円以内 極度額方式
フリーローン	ご結婚、ご旅行、お買い物など多様化する資金需要(事業性資金は除く)にご利用いただけます。	6ヶ月以上 10年以内	300万円以内 多目的ローンは 500万円以内

※事業者向け融資については、上記ローンのほか手形貸付、証書貸付及び各種制度融資などにより柔軟に対応しています。

上記各種ローンは、融資対象が限られる場合や一定の基準を満たす必要がある場合があります。また、ローンのご利用に際しましては、ご無理のない計画的なお借り入れ、ならびにご返済にご留意ください。

お借り入れ条件やご返済方法など詳細につきましては、融資窓口にて詳しくご説明・ご相談させていただきます。

お気軽にお問い合わせください。



〔為替業務〕

全国のJA・県信連・農林中金といった金融店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、全国どこの金融機関からでも受け取りができ、当JAの窓口を通してどこの金融機関へでも送金や手形・小切手などの取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

種類	内容
振込・送金	本・支所はもとより、全国の金融機関の本・支店に安全・確実・迅速にご送金いたします。お子さまの学費の仕送りやご商売の送金などに大変便利です。
代金取立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にはお取立てのうえ口座にご入金いたします。
給与振込	毎月の給料やボーナスがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。

## 信用事業手数料一覧表 (5年6月1日現在)

### (1) 為替手数料

区分	窓口	JAネットバンク					JAデータ伝送サービス(ADP)				
		個人 振込(振替)	法人			振込(振替)	総合振込	給与・賞与			
			振込(振替)	総合振込	給与・賞与						
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス	無料	無料	1,100円	—	—	—	—	—		
	照会振込サービス+データ伝送サービス	無料	—	3,300円			3,300円				
手数料1件につき(消費税含)	当店あて	3万円未満	330円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
		3万円以上	550円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	当JA本支所あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	県内系統あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	県外系統あて	3万円未満	330円	110円	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	220円	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	660円	220円	275円	275円	330円	330円	330円	330円
			3万円以上	880円	220円	330円	330円	440円	440円	440円	440円
		文書扱	3万円未満	660円	—	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	880円	—	—	—	—	—	—	—

区分	窓口	ATM利用				定時定額自動振込	総合振込			
		県内系統 キャッシュ カード	県外系統 キャッシュ カード	※他行 キャッシュ カード	媒体利用		帳票	給与・賞与		
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
	照会振込サービス+データ伝送サービス	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
手数料1件につき(消費税含)	当店あて	3万円未満	無料	無料	220円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	無料	220円	330円	無料	
	当JA本支所あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	
	県内系統あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	
	県外系統あて	3万円未満	110円	110円	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	220円	220円	440円	220円	220円	440円	無料	
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	330円	330円	550円	275円	330円	550円	220円
			3万円以上	440円	440円	770円	330円	440円	770円	220円
		文書扱	3万円未満	—	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	—	—	—	—	—	—	—

※他行キャッシュカードにて当JAのATMを利用して振込する場合、上記手数料のほかに別途時間帯等に応じたATM支払手数料が必要となります。(提携金融機関の場合、無料時間帯もあり)  
 ※JAデータ伝送サービス(ADP)の月額基本手数料については、データ伝送サービスの取り扱いのみ。

区 分		手数料(消費税含)
送金手数料 1件につき	当JA本支所・県内系統金融機関あて	440円
	他金融機関宛	660円
代金取立手数料 1通につき	小切手等の店頭入金(※1) 1通につき	220円
	当JA本支所宛て	220円
	電子交換	440円
	個別取立(※2)	1,100円
その他諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき	880円
	不渡手形返却料 1通につき	880円
	取立手形組戻料 1通につき	880円
	取立手形店頭呈示料 1通につき	880円
※ただし、880円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。		

※1 当JA本支所宛てを支払場所とする店頭入金は無料とします。

※2 「電子交換所」に参加しない金融機関宛ての手形・小切手等郵送が必要となるものです。

## (2) ATM利用手数料(1回につき)

### ① 当JAATM利用

キャッシュ(ローン)カードの区分			利用時間	手数料(消費税含)	
農協カード	当JAカード 県内農協カード	受入	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:45~21:00	無料
		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:45~21:00	
	県外農協カード	受入	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:45~21:00	
		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:45~21:00	
JFマリンバンクカード		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:45~21:00	無料
愛媛銀行カード 伊予銀行カード 三菱UFJ銀行カード	支払	平日	8:45~18:00	無料	
			18:00~21:00	110円	
	土曜日 日曜日 祝日	8:45~21:00	110円		
他行カード (JFマリンバンクカード、 愛媛銀行カード、伊予銀行カード、 三菱UFJ銀行カードを除く)	支払	平日	8:45~18:00	110円	
			18:00~21:00	220円	
	土曜日 日曜日 祝日	8:45~21:00	220円		

※ATMの設置場所により取扱時間が異なります。

## ② 他行等ATM利用(当JAカード使用)

キャッシュ(ローン)カードの区分			利用時間	手数料(消費税含)
ゆうちょ銀行ATM ※受入は片側取引	受入	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	支払	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
イーネットATM ローソン銀行ATM	受入	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	支払	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	受入	土曜日	8:00~9:00	110円
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110円
	支払	土曜日	8:00~9:00	110円
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110円
	日曜日 祝日	平日	8:00~21:00	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	日曜日 祝日	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	日曜日 祝日	土曜日	8:00~9:00	110円
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110円
	日曜日 祝日	平日	8:00~21:00	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円

※ゆうちょ銀行ATM及びコンビニATM(イーネット、ローソン銀行)を利用した場合は、被仕向店(当JA)において手数料設定を行い当JAの取扱手数料となります。

※その他、金融機関ATMを利用した場合、仕向店(他行)において手数料設定を行い他行の取扱手数料となります。

## (3) キャッシング・サービス利用手数料(1回につき)

区 分	利用時間	手数料(消費税含)
平 日	8:45~18:00	無料
	18:00~21:00	110円
	9:00~14:00	無料
土 曜 日	14:00~17:00	110円
	9:00~17:00	110円
日 祝	9:00~17:00	110円

(4) 発行手数料等

区 分		内 容	手数料(消費税含)	
小切手・手形用紙等	小切手用紙交付料	1冊(50枚)につき	3,300円	
	約束手形用紙交付料	1冊(50枚)につき	3,300円	
	為替手形用紙交付料	1冊(20枚)につき	3,300円	
発行手数料	自 己 宛 小 切 手	1枚につき	550円	
	残高証明書	当 J A 所 定 様 式	1通につき	440円
		監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,300円
		そ の 他	1通につき	1,650円
	融 資 証 明 書	1通につき	440円	
	利 息 証 明 書	1通につき	440円	
	取 引 履 歴 明 細 表	1口座につき	550円	
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,100円	
	証 書	1枚につき	1,100円	
	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	I C キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	I C キ ャ ッ シ ュ ・ ク レ ジ ッ ト 一 体 型 カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	ロ ー ン カ ー ド	1枚につき	1,100円	

(注1) 取引履歴明細表は、一般取引先(個人・法人)に限ります。

(5) 振替手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
貯蓄貯金(自動振替) スウィング手数料	順スウィング(普通貯金→貯蓄貯金) 1回につき	無料
	逆スウィング(貯蓄貯金→普通貯金) 1回につき	110円
自動振替手数料	(定時・定額自動振替を含む) 1件につき	55円

(6) 口座開設手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
当座貯金口座開設手数料	1口座につき	5,500円

(7) 両替手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
両替手数料 ※両替前後で多い方の枚数を適用	1~30枚	当JAに口座をお持ちのお客さま1日1回まで無料※1
		上記以外のお客さま 220円
	31~100枚	220円
	101~500枚	440円
	501~1,000枚	770円
	1,001枚~	1,000枚ごと 330円加算

※1 ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただきます。

※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料です。

(8) 融資手数料

区 分		内 容	手数料(消費税含)	
住宅ローン・ アパートローン・ 不動産担保・ 当座貸越金 (抵当権設定契約)	住 宅 ロ ー ン 取 扱 手 数 料 (新 規 融 資 時)	1取引	55,000円	
		段 階 金 利 融 資 手 数 料	1取引	融資額×2.0%
		変 動 金 利 融 資 手 数 料	1取引	融資額×1.5%
	賃 貸 住 宅 ロ ー ン 手 数 料 (新 規 融 資 時)	1取引	110,000円	
	不 動 産 担 保 手 数 料 (新 規 融 資 時、賃 貸 ・ 住 宅 以 外)	1取引	55,000円	
	条 件 変 更 手 数 料 (固 定 金 利 再 選 択 を 含 む)	1取引	5,500円	
	繰上返済手数料 (一部繰上含む)	インターネット	1取引	無料
		99万円	1取引	11,000円
		100万円~999万円	1取引	22,000円
		1,000万円~1,999万円	1取引	33,000円
2,000万円~2,999万円		1取引	44,000円	
	3,000万円超	1取引	55,000円	
当 座 貸 越 金 書 替 手 数 料	1取引	5,500円		
共 済 証 書 担 保	確 定 日 付 手 数 料	新 規 貸 付 実 行 時	担保差入証毎 700円	
		建 物 更 生 共 済 む て き 継 続 証 が 発 行 さ れ る も の	継続証毎 700円	
小 口 ロ ー ン 等	新 規 融 資 、 条 件 変 更 、 繰 上 返 済		無料	

※段階金利住宅ローン及び変動金利住宅ローンについては、取扱手数料55,000円と融資手数料を徴求します。

※小口ローン等とは、マイカーローン、教育ローン、共済証書担保等、抵当権設定不要案件とします。

※確定日付手数料について、建物更生共済(むてき)継続証発行対象の場合は、新規貸付実行時に新規貸付実行時の確定日付手数料と継続証発行分の確定日付手数料を併せて徴収します。

(9) 国債振替決済口座管理手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
国債振替決済口座管理手数料	年 間	無 料
振替口座簿記載事項証明書の発行	1 通	無 料

(10) 株式払込金取扱手数料

① 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申込みに来るような一般の払込に適用する。

手数料 = (有償払込額 × X / 1000 + 5円 × 受付票または領収証通数)

× (1 + 消費税の税率 + 地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
340百万円未満	3.50	1,600百万円以上	2.20
340百万円以上	3.40	1,700百万円以上	2.15
380百万円以上	3.30	1,800百万円以上	2.10
420百万円以上	3.20	1,900百万円以上	2.05
460百万円以上	3.10	2,000百万円以上	2.00
500百万円以上	3.00	2,500百万円以上	1.95
600百万円以上	2.90	3,000百万円以上	1.90
700百万円以上	2.80	4,000百万円以上	1.85
800百万円以上	2.70	5,000百万円以上	1.80
900百万円以上	2.60	6,250百万円以上	1.75
1,000百万円以上	2.50	7,500百万円以上	1.70
1,100百万円以上	2.45	8,750百万円以上	1.65
1,200百万円以上	2.40	10,000百万円以上	1.60
1,300百万円以上	2.35	11,250百万円以上	1.55
1,400百万円以上	2.30	12,500百万円以上	1.50
1,500百万円以上	2.25	15,000百万円	1.45
15,000百万円を超過するもの			
X(小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{百万} \times 1.45 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{百万}) \times 1 / 1000}{\text{有償払込額}} \times 1000$			

(注) 有償払込額30億円以上のものについては取扱内容を勘案し、別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することができます。



② 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金を取りまとめて払込むような一括払込の場合に適用する。通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当する。

手数料＝有償払込額×X／1000×(1＋消費税の税率＋地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
50百万円未満	2.50	5,000百万円以上	0.43
50百万円以上	2.00	5,500百万円以上	0.41
100百万円以上	1.50	6,000百万円以上	0.40
300百万円以上	1.20	6,500百万円以上	0.39
500百万円以上	1.00	7,000百万円以上	0.38
700百万円以上	0.85	7,500百万円以上	0.36
1,000百万円以上	0.75	8,000百万円以上	0.35
1,300百万円以上	0.69	8,500百万円以上	0.34
1,500百万円以上	0.66	9,000百万円以上	0.33
1,700百万円以上	0.64	10,000百万円以上	0.30
2,000百万円以上	0.62	11,000百万円以上	0.29
2,500百万円以上	0.59	12,000百万円以上	0.28
3,000百万円以上	0.55	13,000百万円以上	0.27
3,500百万円以上	0.51	14,000百万円以上	0.26
4,000百万円以上	0.48	15,000百万円	0.25
4,500百万円以上	0.45		

15,000百万円を超過するもの  

$$X(\text{小数点3位以下切捨}) = \frac{15,000\text{百万} \times 0.25 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000\text{百万}) \times 0.2 / 1000}{\text{有償払込額}} \times 1000$$

(注) 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

(11) 個人情報の開示等事務手数料

内 容	件数	手数料(消費税含)
店頭での受取の場合	1件	550円
郵送の場合	1件	1,100円

(12) 貸金庫利用料

全自動貸金庫(上部西支所)

貸金庫タイプ	年間利用料(消費税込)		サイズ
	組合員	組合員以外	
6cmタイプ	13,200円	15,840円	幅 26cm 奥行35cm
10cmタイプ	15,840円	18,480円	

手動型貸金庫(中央支所)

種 類	年間利用料(消費税込)	サイズ
A	11,000円	深さ 139.4mm 幅 244.4mm 奥行 383.4mm
B	8,800円	深さ 63.9mm 幅 244.4mm 奥行 383.4mm

(13) 大量硬貨入出金手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
硬貨を口座へ入金または口座から出金する場合の枚数	1～100枚	1日1回まで無料
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚ごと330円加算

(14) 未利用口座管理手数料

令和5年7月1日現在

内 容	手 数 料
年 間	1,320円

※令和3年10月1日以降に開設された普通貯金・貯蓄貯金口座のうち、最終取引日から2年以上取引がなく、かつ、貯金残高が1万円未満の口座を対象とします。

(15) 預貯金照会手数料

【照会手数料】

取扱機関	照会方法	受付年月	
		手数料(消費税含)	
		R5年4月1日～R10年6月受付分	R10年7月受付分以降
全国センター取扱対象	郵 送	111	222
全国センター取扱対象外	郵 送	300	

【郵送料・封筒代：上段…令和5年4月～令和10年6月、下段…令和10年7月以降】

封入枚数	郵便代	封筒代	封入枚数	郵便代	封筒代
～4枚	41円	4円	～109枚	194円	19円
	83円	8円		389円	39円
～8枚	46円	4円	～150枚	289円	19円
	93円	8円		579円	39円
～18枚	69円	19円	～190枚	354円	86円
	139円	39円		709円	173円
～29枚	104円	19円	～410枚	519円	86円
	209円	39円		1,039円	173円
～52枚	124円	19円	～840枚	674円	92円
	249円	39円		1,349円	185円

【紙代：令和5年4月～令和10年6月分1.6円/枚、令和10年7月分以降3円/枚】

〔その他業務〕

○年金友の会

令和5年3月現在、会員数は11,520名です。

えひめ未来農業協同組合管内各支部で組織され、「年金日帰り旅行」や「ゴルフコンペ」、「グラウンドゴルフ」等様々なイベントを開催しています。

ご加入希望の方は、最寄りの支所までお気軽にご相談ください。

○年金相談

毎週1回、社会保険労務士による「年金相談」を無料で実施しています。年金についての勘違い、もらい忘れの年金など、皆さまの疑問やご相談に的確にお答えします。

○JAキャッシュサービス

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、全国のJAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

また、伊予銀行、愛媛銀行、三菱UFJ銀行、セブン銀行(セブンイレブンに設置しているA

TM)、ローソンATM、イーネットATM(ファミリーマート、ポプラなどに設置しているATM)、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会サービスも無料をご利用できます。(セブン銀行、ローソンATM、イーネットATM、ゆうちょ銀行のATMでは、ご入金も無料をご利用できます)

○ J Aカード

J Aカードは、ショッピングやレジャーでのお支払い、さらにキャッシングサービスもご利用することができ、直売所やガソリンスタンドでは割引も適用され、大変便利です。

○ 自動受取サービス

給与・ボーナス・年金などを決められた日に安全・確実に受取ることができます。

○ 自動支払サービス

簡単なお手続きで、公共料金をはじめ、いろいろなお支払いが自動的にできて便利です。

○ 県公金のお受取り、お支払い

県が支払う土地代金等のお受取りや、自動車税等の県税のお支払いができます。

② 共済事業

J A共済に課せられた役割は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。死亡、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

〔ひと〕

J Aの生命共済は、万一保障はもちろん、医療保障の充実にも力を入れています。

長期共済	終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
	一時払終身共済	加入年齢が90歳までになり、相続対策にもご活用いただけるプランです。健康上の理由で他の共済・保険に加入できなかった方も、簡単な告知でお申し込いただけます。また、一生涯の万一保障に生前贈与の機能がプラスされ、親世代からの資産承継をスムーズに行うことができます。
	定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
	医療共済	日帰り入院からまとまった額の一時金の給付により、入院や入退院前後・在宅医療等にかかる費用へご活用いただけます。一生涯保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できます。また特約により万一の時の保障を確保することもできます。
	引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。
	がん共済	あらゆる「がん」を診断時から再発・長期治療、先進医療などニーズに合わせた共済期間を保障します。
	予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
	介護共済	長生きの時代を安心して暮らしていける一生涯の介護保障です。所定の介護状態になった場合、共済金をお受取りいただけます。またJ A共済所定の重度要介護状態も保障しています。
	生活障害共済	病気やケガで働けなくなった場合、生活と家族を守るプランです。身体の障害状態を幅広く保障し、公的保障に連動した保障です。
	特定重度疾病共済	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらには、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
	子ども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。仕組み改定により、契約者の加入年齢が75歳まで広がり、告知なしでお申込みいただけるようになりました。お孫さんのためにご活用いただけます。
	認知症共済	40歳から75歳まで加入が可能で、認知障害の治療や介護に備えられます。
短期共済	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
	賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

### 〔いえ〕

J Aの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対応し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。

長期共済	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。仕組み改定により、低廉な掛け金で大きな保障が得られるプランが選べるようになりました。また、実損てん補方式の導入により、被害の際のお支払いが充実しました。
短期共済	火災共済	住まいの火災損害を保障します。

### 〔くるま〕

J Aの自動車共済は、確かな保障と独自の割引制度、充実したサービスを提供しています。

短期共済	自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
	自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

## ③ 営農事業

安全・安心の農産物づくりを基本に、農産物直売所を中心とした流通コストの削減、地域で消費するものは地域で生産しよう！「地消地産」の推進と、管内の基幹作物である米+麦・野菜での水田フル活用による地域の農業振興に努めています。

### 〔指 導〕

農業者の所得増大と農業生産の拡大及び持続可能な管内農業の確立に向けて、地域の特性を活かしたきめ細かな営農指導を行っています。T A C活動として「出向く営農指導」の取り組みを実践しています。

### 〔カントリーエレベーター〕

大量の籾・麦を乾燥し、生きたままの状態で長時間バラ貯蔵するとともに、必要に応じて必要なだけ新鮮でおいしい「今摺り米」を供給することができます。また、今日の米・麦流通の情勢変化に対応する地域農業の基幹施設として力を発揮しています。

### 〔グリーンセンター〕

水稲と野菜の複合育苗施設で、効率的育苗生産システムによる優良苗の計画的供給と育苗コストの低減を図っています。主要な取扱品目(水稲は品種)は次のとおりです。

水 稲…コシヒカリ、あきたこまち、ヒノヒカリ、松山三井、にこまる、ひめの凜など  
野 菜…白ねぎ、絹かわなす、キャベツ、白菜、ブロッコリー、たまねぎなど

## ④ 販売事業

組合員の生産した農産物を集荷し、多様な販売チャンネルの開拓や買取販売等を企画し直接販売の実施や市場などへ販売し農業者の所得向上に努めています。主要な取扱品目は次のとおりです。

穀 物…米、はだか麦など  
野 菜…ほうれん草、いちご、青ねぎ、春の七草、絹かわなす、白ねぎ、里芋、たまねぎ、きゅうり、蚕豆 など

## ⑤ 保管事業

農業倉庫では、穀物(米、麦)の品質管理や保管業務を行っています。

## ⑥ 経済事業

仕入れ機能を強化し、品質、価格、安全性などを考慮するなか、農業に必要な生産資材や、生活に必要な商品を組合員・地域の皆さまにご提供しています。

### 〔生産資材〕

組合員や地域の皆さまの多様なニーズを把握し、農畜産生産をお手伝いすべく肥料、飼料、農薬、出荷包装資材等を、あぐりセンター、J Aグリーンにはままで取り扱っています。生産資材については、銘柄集約、予約強化等によりコスト削減に努めています。

### 〔生活物資〕

#### ○ 燃 料

ガソリンスタンドを神戸、古川に設置し、ガソリン・軽油・灯油・オイル・バッテリー・タイヤなどを販売しています。また、灯油や農業用燃料など定期配送サービスを行っています。(古川SSは給油専門店となっています。)

#### ○ プロパンガス

ガス漏れ集中管理システム「あんしんキャッチ24」を導入し、より安全で安定した供給に努めるほか、ガス器具や配管などの供給設備も取り扱っています。

#### ○ 食 配

電話一本で、生産者と消費者を結び信頼の西条産米、新居浜産米を迅速にお届けします。

#### ○ 生活用品

直売所等で、生鮮食品や一般食料品、日用雑貨品など安全・信用ある商品を取り揃えて販売しています。

#### ○ 観 光

一枚の切符の手配から団体まで、皆さまのご希望に合ったさまざまな旅行のプランニングや斡旋をしています。

## ⑦ その他の事業

### 〔直販事業…野菜直売所“ときめき水都市”、四季菜広場〕

組合員が丹精こめて育てた野菜・果物・花など年間を通じて色とりどりの新鮮な管内産農産物を直営店3店(水都市、みのりちゃん市場、四季菜広場)で販売しています。

また、水都市部会、あかがね市部会として管内の量販店での販売も行っています。

女性・高齢者を含む多様な農業者の育成、生きがいつくりの場とし、消費者と信頼関係を保ちながら「安全・安心な農産物」を提供できる農業を目指していきます。

### 〔福祉事業〕

専門的な資格・技術を有する福祉職員が、利用者の心身状況に応じたサービスを行います。

居 宅 介 護 支 援 事 業…介護保険に関するご相談の対応や、介護サービス利用申請の代行を行い、介護サービスが必要な方に適したケアプランを作成します。

訪 問 介 護 事 業…ホームヘルパーが居宅に訪問し、入浴、排泄、食事介助等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

通 所 介 護 事 業…デイサービスセンター「いずみの里」「みずほの里」にて、食事・入浴などの日常生活上の支援や、身体機能の維持・向上のための支援を行います。

小規模多機能型居宅介護事業…通い・訪問・泊まりサービスを組み合わせ、「武丈の里」スタッフが住み慣れた家で生活できるよう応援します。

助 け あ い 組 織…地域の元気高齢者を対象に、フレイル対策(介護予防活動)やコロナ禍



による「新しい生活様式」に対応した閉じこもり防止(メンタルケア)を目的としたボランティア活動(ミニデイサービス)を行っています。

#### 〔加工事業〕

##### あぐり工房

水都市に併設しており、地元産米を使用した焼きたて米粉パンの製造販売、惣菜部による「みのりちゃん弁当」等の販売を行っています。また、旬の野菜を活用した、安全で健康的な食の提供を行います。

##### ふれあい工房

女性部の食の拠点、また女性部自家製味噌加工施設として、安心安全な食品加工、地元農産物に付加価値を付けた加工品の開発、販売を行っています。また販売用味噌加工場、製麺場も併設しています。

#### 〔葬祭事業〕

管内の組合員、地域の皆さまに幅広くご利用していただくため「ルミエール友の会」「やすらぎ会」の葬祭会員特典をご用意して会員募集しています。また西条地区は総合葬祭式場としてルミエール西条「本館」「あずま会館」「いしづち会館」「思恩(しおん)」、新居浜地区は提携葬祭会館にて小規模葬、家族葬、大規模葬まで多様な葬儀ニーズにお応えしています。令和4年度は、西条地区で389名、新居浜地区で307名、管内合計696名の方々のお見送りをさせていただきました。

#### 〔健康増進事業〕

継続するコロナ禍で燃料価格の高騰、飲食の制限、個人消費の落ち込みなど大変厳しい状況が続く中、20年に亘り地域の皆さまにご愛顧いただきました「武丈の湯」は、令和4年3月31日をもって閉館いたしました。

#### 〔精米事業…コイン精米機〕

J A内各施設に設置しています(一部設置のない施設もあります)。年中無休のコイン式(30kg当たり300円)となっています。是非ご利用ください。

### 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当J Aの貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

#### ◇「J Aバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、J Aバンク会員(J A・信連・農林中金)総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J A・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。

「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

#### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJ A等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJ Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金※」等を活用し、個々のJ Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

#### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

#### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	4年度(5年3月31日)	3年度(4年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	152,517,552	152,925,989
(1) 現金	624,352	631,025
(2) 預金	120,542,421	124,105,130
系統預金	120,531,936	124,092,397
系統外預金	10,485	12,733
(3) 有価証券	2,240,280	2,300,230
国債	2,240,280	2,300,230
(4) 貸出金	29,069,010	25,812,143
(5) その他の信用事業資産	319,472	371,167
未収収益	70,962	71,926
その他の資産	248,509	299,240
(6) 貸倒引当金	△ 277,985	△ 293,707
2 共済事業資産	678	594
(1) その他の共済事業資産	678	594
3 経済事業資産	636,223	582,475
(1) 受取手形	2,130	1,961
(2) 経済事業未収金	290,804	257,594
(3) 経済受託債権	31,201	33,629
(4) 棚卸資産	257,899	237,057
購買品	219,497	192,675
その他の棚卸資産	32,589	39,389
貯蔵品	5,812	4,992
(5) その他の経済事業資産	64,542	62,698
(6) 貸倒引当金	△ 10,355	△ 10,465
4 雑資産	361,331	360,004
5 固定資産	6,843,436	7,584,696
(1) 有形固定資産	6,834,049	7,574,028
建物	4,787,627	4,580,467
機械装置	645,915	723,935
土地	5,304,281	5,940,562
建設仮勘定	-	325,147
その他の有形固定資産	810,183	765,789
減価償却累計額	△ 4,713,958	△ 4,761,873
(2) 無形固定資産	9,387	10,668
6 外部出資	4,828,259	4,813,249
(1) 外部出資	4,828,259	4,813,249
系統出資	4,639,656	4,639,656
系統外出資	158,603	143,593
子会社等出資	30,000	30,000
7 前払年金費用	331,834	347,959
資産の部合計	165,519,315	166,614,968

科 目	4年度(5年3月31日)	3年度(4年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	150,984,284	151,429,739
(1) 貯金	149,983,573	150,982,776
(2) 借入金	1,200	2,141
(3) その他の信用事業負債	999,511	444,821
未払費用	22,428	28,061
その他の負債	977,083	416,760
2 共済事業負債	506,965	618,781
(1) 共済資金	343,836	443,463
(2) 未経過共済付加収入	161,215	168,992
(3) その他共済事業負債	1,913	6,324
3 経済事業負債	1,253,897	1,221,551
(1) 経済事業未払金	291,944	239,443
(2) 経済受託債務	29,912	33,856
(3) その他の経済事業負債	932,040	948,250
4 雑負債	247,768	366,261
(1) 未払法人税等	68,811	51,967
(2) リース債務	11,047	10,419
(3) 資産除去債務	32,425	32,134
(4) その他の負債	135,484	271,740
5 諸引当金	81,702	64,716
(1) 賞与引当金	36,646	26,862
(2) 役員退職慰労引当金	45,056	37,853
6 繰延税金負債	97,872	128,497
7 再評価に係る繰延税金負債	797,680	964,226
負債の部合計	153,970,172	154,793,774
(純資産の部)		
1 組合員資本	9,472,872	9,288,303
(1) 出資金	2,217,655	2,124,950
(2) 資本準備金	385,975	385,975
(3) 利益剰余金	6,891,330	6,799,855
利益準備金	2,567,000	2,517,000
その他利益剰余金	4,324,330	4,282,855
特別積立金	569,250	569,250
高齢者福祉事業積立金	130,000	120,000
営農振興積立金	360,000	340,000
金融事業基盤強化積立金	1,070,000	1,020,000
施設近代化積立金	730,000	680,000
経営安定化対策積立金	950,000	900,000
農産物販売リスク積立金	100,000	90,000
当期末処分剰余金	415,080	563,605
(うち当期剰余金)	-	179,697
(うち当期損失金)	301,568	-
(4) 処分未済持分	△ 22,089	△ 22,478
2 評価・換算差額等	2,076,269	2,532,890
(1) その他有価証券評価差額金	174,435	217,865
(2) 土地再評価差額金	1,901,834	2,315,025
純資産の部合計	11,549,142	11,821,194
負債及び純資産の部合計	165,519,315	166,614,968

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	4年度 (自 4年4月1日至 5年3月31日)	3年度 (自 3年4月1日至 4年3月31日)
1. 事業総利益	2,465,370	2,380,047
事業収益	5,095,923	4,990,399
事業費用	2,630,552	2,610,351
(1) 信用事業収益	1,262,353	1,248,124
資金運用収益	1,119,356	1,175,902
(うち預金利息)	( 626,130 )	( 682,701 )
(うち有価証券利息)	( 33,585 )	( 33,585 )
(うち貸出金利息)	( 310,800 )	( 309,523 )
(うちその他受入利息)	( 148,839 )	( 150,091 )
役務取引等収益	100,936	62,159
その他経常収益	42,060	10,062
(2) 信用事業費用	151,992	130,409
資金調達費用	52,002	55,628
(うち貯金利息)	( 43,844 )	( 48,772 )
(うち給付補填備金繰入)	( 2,220 )	( 3,684 )
(うち借入金利息)	( 34 )	( 10 )
(うちその他支払利息)	( 5,903 )	( 3,160 )
役務取引等費用	5,518	5,786
その他経常費用	94,470	68,994
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 15,721 )	( △ 20,673 )
信用事業総利益	1,110,361	1,117,714
(3) 共済事業収益	585,137	634,170
共済付加収入	532,398	588,686
その他の収益	52,738	45,483
(4) 共済事業費用	28,852	29,850
共済推進費用	10,714	12,389
その他の費用	18,137	17,461
共済事業総利益	556,285	604,319
(5) 購買事業収益	1,183,102	1,154,531
購買品供給高	1,026,260	1,006,089
購買手数料	149,305	139,211
修理サービス料	1,396	2,951
その他の収益	6,139	6,278
(6) 購買事業費用	972,012	953,500
購買品供給原価	864,963	843,411
購買品供給費	44,775	38,553
その他の費用	62,272	71,535
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 110 )	( △ 1,543 )
購買事業総利益	211,089	201,031
(7) 販売事業収益	1,293,971	1,254,233
販売品販売高	1,126,447	1,122,682
販売手数料	147,174	106,994
その他の収益	20,349	24,556
(8) 販売事業費用	1,127,659	1,137,634
販売品販売原価	1,002,441	1,007,467
販売費	8,313	6,774
その他の費用	116,904	123,392
販売事業総利益	166,311	116,599
(9) 保管事業収益	19,921	17,089
(10) 保管事業費用	2,497	1,612
保管事業総利益	17,424	15,477
(11) 農業経営事業収益	545	330
(12) 農業経営事業費用	1,281	426
農業経営事業総損	736	95
(13) 加工事業収益	138,368	112,445
(14) 加工事業費用	113,626	104,882
加工事業総利益	24,741	7,562

科 目	4年度 (自 4年4月1日至 5年3月31日)	3年度 (自 3年4月1日至 4年3月31日)
(15) 葬祭事業収益	409,674	338,761
(16) 葬祭事業費用	164,529	138,074
葬祭事業総利益	245,145	200,687
(17) カントリ事業収益	42,665	43,865
(18) カントリ事業費用	23,388	24,178
カントリ事業総利益	19,277	19,686
(19) 高齢者福祉事業収益	196,908	181,114
(20) 高齢者福祉事業費用	104,692	94,118
高齢者福祉事業総利益	92,215	86,996
(21) その他事業収益	100,781	156,961
(22) その他事業費用	67,094	132,825
その他事業総利益	33,686	24,136
(23) 指導事業収入	4,841	7,492
(24) 指導事業支出	15,273	21,561
指導事業収支差額	△ 10,432	△ 14,069
2. 事業管理費	2,247,376	2,220,103
(1) 人件費	1,498,365	1,504,193
(2) 業務費	227,414	239,608
(3) 諸税負担金	77,670	69,594
(4) 施設費	432,605	401,265
(5) その他事業管理費	11,320	5,441
事業総利益	217,994	159,944
3. 事業外収益	126,319	127,578
(1) 受取雑利息	242	313
(2) 受取出資配当金	87,449	87,449
(3) 貸付貸料	31,573	33,598
(4) 償却債権取立益	926	756
(5) 雑収入	6,128	5,461
4. 事業外費用	7,918	3,262
(1) 寄付金	292	268
(2) 雑損	7,625	2,994
経常総利益	336,396	284,260
5. 特別利益	14,338	3,431
(1) 固定資産処分益	2,352	186
(2) 一般補助金	11,986	3,244
6. 特別損失	752,594	66,262
(1) 固定資産処分損	11,757	16,727
(2) 固定資産圧縮損	11,986	1,853
(3) 減損損失	728,851	47,681
税引前当期利益	-	221,428
税引前当期損失	401,860	-
法人税・住民税及び事業税	80,272	69,825
法人税等調整額	△ 180,565	△ 28,093
法人税等合計	△ 100,292	41,731
当期剰余金	-	179,697
当期損失	301,568	-
当期首繰越剰余金	303,458	300,239
会計方針の変更による累積的影響額	-	5,733
過去の誤謬の訂正による累積的影響額	-	44,597
遡及処理後当期首繰越剰余金	-	350,570
土地再評価差額金取崩額	413,190	33,338
当期末処分剰余金	415,080	563,605

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。



### 3. 注記表

当年度(4年度)

#### 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ② 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法
- その他の棚卸資産……………総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用しています。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当J Aにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

##### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処

分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- (2) 賞与引当金  
職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### 5. 収益及び費用の計上基準

- (1) リース取引関連  
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。
- (2) 収益認識関連  
当J Aの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
  - ① 購買事業  
購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
  - ② 販売事業  
販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当J Aが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び産直市で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。  
また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当J Aは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
  - ③ 保管事業  
保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってい

ます。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### ④ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当JAは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑥ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑦ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑧ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

##### ・育苗事業

水稲、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

### 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## 二 会計方針の変更に関する注記

### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 三 会計上の見積りに関する注記

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 728,851千円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 四 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,635,236千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	697,491千円
機械装置	471,797千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	338,629千円
無形固定資産	6,550千円
雑資産（リース）	736千円



## 2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

## 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 399,367千円

子会社等に対する金銭債務の総額 61,282千円

## 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額 150,230千円

## 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は406,738千円、危険債権額は94,974千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は501,713千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成11年3月31日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,515,274千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

## 五 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	14,209千円
うち事業取引高	14,209千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,001千円
うち事業取引高	60,000千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

### 2. 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センター、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
四 季 菜 広 場	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産、無形固定資産	
本 所 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
高 津 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
金 子 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
飯 岡 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
玉 津 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
中 央 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
古 川 給 油 所	営業用店舗	土地	
旧 新 堀 支 所	賃貸資産	土地、建物	業務外固定資産
旧 橘 支 所	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産	業務外固定資産
旧 武 丈 の 湯	遊休資産	土地	業務外固定資産
萩生治郎丸宅地	遊休資産	土地	業務外固定資産

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

四季菜広場については、令和7年度にリニューアルを予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。



本所支所・高津支所・金子支所については、令和6年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

飯岡支所・玉津支所、中央支所については、令和5年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧橋支所・旧武丈の湯・萩生治郎丸宅地については、遊休資産とされ早期処分対象であることから帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

**(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳**

(単位：千円)

場 所	合 計	うち土地	うち建物	うち機械装置	うちその他の有形固定資産	うち無形固定資産
四季菜広場	301,226	297,288	642	658	2,152	484
本所支所	79,082	75,022	2,655	—	1,404	—
高津支所	48,409	31,405	15,233	—	1,770	—
金子支所	72,883	67,746	3,287	—	1,849	—
飯岡支所	26,600	21,840	2,947	—	1,811	—
玉津支所	56,789	43,144	11,906	—	1,738	—
中央支所	130,476	89,899	38,985	—	1,591	—
古川給油所	830	830	—	—	—	—
旧新堀支所	866	763	103	—	—	—
旧橋支所	6,533	5,238	1,189	—	105	—
旧武丈の湯	3,203	3,203	—	—	—	—
萩生治郎丸宅地	1,949	1,949	—	—	—	—
合 計	728,851	638,334	76,951	658	12,422	484

**(4) 回収可能価額の算定方法**

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

旧新堀支所の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は2.54%です。

**六 金融商品に関する注記**

**1. 金融商品の状況に関する事項**

**(1) 金融商品に対する取り組み方針**

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体

などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

**(2) 金融商品の内容及びそのリスク**

当JAが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

**(3) 金融商品に係るリスク管理体制**

**① 信用リスクの管理**

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

**② 市場リスクの管理**

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

**(市場リスクに係る定量的情報)**

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.23%上昇したものと想定した場合には、経済価値が343,174千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	120,542,421	120,526,991	△15,429
有価証券	2,240,280	2,240,280	—
その他の有価証券	2,240,280	2,240,280	—
貸出金	29,069,010		
貸倒引当金（*1）	△277,985		
貸倒引当金控除後	28,791,025	29,468,011	676,985
資産計	151,573,726	152,235,282	661,556
貯金	149,983,573	149,979,724	△3,848
負債計	149,983,573	149,979,724	△3,848

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,828,259

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	118,842,421	1,700,000				
有価証券 その他有価証券の内満期があるもの						2,000,000
貸出金（*1、*2）	1,808,615	1,730,365	1,671,814	1,377,210	1,291,089	21,079,448
合 計	120,651,037	3,430,365	1,671,814	1,377,210	1,291,089	23,079,448

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越159,061千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等110,465千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*1）	138,432,400	3,844,281	7,318,672	130,809	159,235	98,173
合 計	138,432,400	3,844,281	7,318,672	130,809	159,235	98,173

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。



## 七 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### (1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,240,280	1,999,147	241,132

\*なお、上記差額から繰延税金負債66,697千円を差し引いた額174,435千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

## 八 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### 2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△347,959千円
退職給付費用	64,905千円
年金制度への拠出金	<u>△48,780千円</u>
前払年金費用	△331,834千円

### 3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,051,958千円
年金資産	<u>△1,383,792千円</u>
前払年金費用	△331,834千円

### 4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,905千円
----------------	----------

### 5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,172千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、190,531千円となっています。

## 九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	55,113千円
役員退職給与引当金	12,462千円
未収貸付金利息	3,212千円
部会繰越金否認	9,868千円
賞与引当金	10,136千円
減価償却超過額	104,109千円
減損損失	57,716千円
資産除去債務	8,888千円
その他	<u>10,300千円</u>
繰延税金資産小計	271,808千円
評価性引当額	<u>△210,449千円</u>
繰延税金資産合計（A）	61,358千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△748千円
前払年金費用	△91,785千円
その他有価証券評価差額金	<u>△66,697千円</u>
繰延税金負債合計（B）	△159,230千円
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△97,872千円

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は税引前当期損失となっているため、記載を省略しています。

## 十 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 十一 その他の注記

### リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は5,298千円です。



前年度(3年度)

## 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ② 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(大型農機)……………個別法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外)……………売価還元法による原価法
- その他の棚卸資産……………総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用しています。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当J Aにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見

積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### (1) リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

### (2) 収益認識関連

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ② 販売事業

販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当J Aが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び直売所で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当J Aは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当J Aは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

・育苗事業

水稻、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

・健康増進事業

温泉施設を設置して、共同で利用する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。(健康増進事業は令和4年3月31日をもって終了しました。)

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当J Aは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

二 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日までを生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

(3) 米買取販売事業における支払奨励金の会計処理

米買取販売事業において、生産者等に対して支払う各種奨励金等は、従来、販売事業費用として計上しておりましたが、生産者へ支払われる対価と認められる場合は取引価格を調整する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年



度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、5,733千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が524,744千円、事業費用が526,817千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が2,073千円それぞれ増加しています。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

## 四 誤謬の訂正に関する注記

前事業年度において、減損損失計上時に貸借対照表の「再評価に伴う繰延税金負債」の取崩及び損益計算書の「法人税等調整額」の計上、貸借対照表の「土地再評価差額金」の取崩及び損益計算書末尾への「土地再評価差額金取崩額」の計上が行われていませんでした。

当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産額に反映されています。

この結果、当事業年度の期首における純資産額は44,597千円増加しています。

## 五 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,707,899千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	697,491千円
機械装置	530,634千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	351,338千円
無形固定資産	6,550千円
雑資産(リース)	1,853千円

### 2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	434,066千円
子会社等に対する金銭債務の総額	68,392千円

### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額	154,407千円
-------------------	-----------

## 5. 信用事業を行う組合に要求される注記

### 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は415,921千円、危険債権額は113,518千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は3,358千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は532,797千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成11年3月31日

●再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額  
1,997,537千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。



## 六 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	14,854千円
うち事業取引高	14,854千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,005千円
うち事業取引高	60,004千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

### 2. 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センター、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橘支所・神戸支所	営業用店舗	土地	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地	
古川給油所	営業用店舗	土地	
武丈の湯	営業用店舗	土地	
旧新堀支所	賃貸資産	土地	業務外固定資産

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

橘支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字であります。令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

武丈の湯は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、令和4年3月末をもって閉館したことにより、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

### (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

橘支所・神戸支所	23,025千円	(土地)	23,025千円)
氷見支所・禎瑞支所	9,718千円	(土地)	9,718千円)
古川給油所	2,769千円	(土地)	2,769千円)
武丈の湯	4,927千円	(土地)	4,927千円)
旧新堀支所	7,240千円	(土地)	7,240千円)
合 計	47,681千円	(土地)	47,681千円)

### (4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

## 七 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交

換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下降したものと想定した場合には、経済価値が135,718千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	124,105,130	124,106,475	1,344
有価証券	2,300,230	2,300,230	—
その他の有価証券	2,300,230	2,300,230	—
貸出金	25,812,143		
貸倒引当金（*1）	△293,707		
貸倒引当金控除後	25,518,436	26,527,244	1,008,808
資産計	151,923,796	152,933,949	1,010,153
貯金	150,982,776	151,024,022	41,245
負債計	150,982,776	151,024,022	41,245

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### (資 産)

##### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ② 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格を時価としています。

##### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### (負 債)

##### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。



(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,813,249

(\*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	124,105,130					
有価証券 その他有価証券 の内満期があるもの						2,000,000
貸出金(*1、2)	1,818,183	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	17,953,101
合計	125,923,314	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	19,953,101

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越167,833千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等108,319千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038
合計	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

八 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	2,300,230	1,999,061	301,168

\*なお、上記差額から繰延税金負債83,303千円を差し引いた額217,865千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

九 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△342,179千円
退職給付費用	44,674千円
年金制度への拠出金	△50,454千円
前払年金費用	△347,959千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,154,942千円
年金資産	△1,502,901千円
前払年金費用	△347,959千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	44,674千円
----------------	----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,820千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、224,453千円となっています。



## 十 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	61,948千円
役員退職給与引当金	10,470千円
未収貸付金利息	2,977千円
部会繰越金否認	9,222千円
賞与引当金	7,430千円
減価償却超過額	85,415千円
減損損失	41,508千円
資産除去債務	8,888千円
その他	10,446千円
繰延税金資産小計	238,307千円
評価性引当額	△186,232千円
繰延税金資産合計 (A)	52,074千円

繰延税金負債

有形固定資産(資産除去債務)	△1,023千円
前払年金費用	△96,245千円
その他有価証券評価差額金	△83,303千円
繰延税金負債合計 (B)	△180,572千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△128,497千円

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.46
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.32
住民税均等割等	1.84
評価性引当額の増減	△9.82
その他	1.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.85%

## 十一 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 十二 その他の注記

### 1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

#### (1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は18,492千円です。

(貸手側)

#### (1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,857千円
受取利息相当分	△1,640千円
合計	16,216千円

#### (2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,105千円	4,680千円

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	4 年度	3 年度
1. 当期末処分剰余金	415,080,904	563,605,986
2. 剰余金処分額	141,119,073	260,147,327
(1)利益準備金	—	50,000,000
(2)任意積立金	120,000,000	190,000,000
うち高齢者福祉積立金	10,000,000	10,000,000
うち営農振興積立金	10,000,000	20,000,000
うち金融事業基盤強化積立金	20,000,000	50,000,000
うち施設近代化積立金	20,000,000	50,000,000
うち経営安定化対策積立金	50,000,000	50,000,000
うち農産物販売リスク積立金	10,000,000	10,000,000
(3)出資配当金	21,119,073	20,147,327
普通出資に対する配当金	21,119,073	20,147,327
3. 次期繰越剰余金	273,961,831	303,458,659

(注) 1. 出資配当金は年1.0%の割合です。  
 2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額等は次のとおりです。  
 3. 3年度の次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越金20,000千円が含まれています。

目的積立金

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
高齢者福祉事業積立金	福祉関連施設の取得、更新、修繕に必要な資金を積み立て、高齢者福祉事業に資することを目的とする。	300,000	高齢者福祉事業で多額の支出を要する場合に取り崩す。	130,000
営農振興積立金	営農指導事業の強化に努め、地域営農振興に資することを目的とする。	800,000	営農振興に係る多額の支出を要した場合に相当額を取り崩す。	360,000
金融事業基盤強化積立金	金融環境のめまぐるしい変動に対応し、金融事業の基盤強化に資することを目的とする。	1,500,000	債権処理など金融事業で多額の支出を要する場合に取り崩す。	1,070,000
施設近代化積立金	施設の近代化に必要な資金を積み立て、経営の安定・強化に資することを目的とする。	1,500,000	施設の取得、更新等で多額の支出を要した場合に取り崩す。	730,000
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生する可能性のあるリスクへの備えとして、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	1,500,000	以下の事由が発生した場合に必要と認められた範囲内で取り崩す。 1. 固定資産の減損損失及び固定資産の撤去・除去並びに修繕 2. 会計変更等の影響に伴う多額の処理 3. その他1～2に準ずる支出または組合の財務に大きな影響を及ぼす損失・支出	950,000
農産物販売リスク積立金	農産物の販売による貸倒損失や農産物の販売に伴う将来的なリスク等に備えることを目的とする。	200,000	農産物の販売にかかる貸倒損失や市場価格変動等の臨時的損失、農産物の販売に伴う事故や災害等により臨時的費用を計上した場合に取り崩す。	100,000

5. 部門別損益計算書(4年度)

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,238,271	1,262,353	585,137	2,123,097	1,262,977	4,705	
事業費用	②	2,772,900	151,992	28,852	1,796,987	785,054	10,014	
事業総利益	③=①-②	2,465,370	1,110,361	556,285	326,110	477,923	△ 5,309	
事業管理費	④	2,247,376	922,465	383,103	465,162	419,109	57,535	
(うち減価償却費※)	⑤	161,773	37,292	12,184	87,194	22,988	2,113	
(うち人件費※)	⑤'	1,498,365	638,509	305,272	257,118	256,430	41,036	
うち共通管理費	⑥		384,859	181,017	133,288	130,847	20,788	△ 850,802
(うち減価償却費※)	⑦		25,151	11,830	8,710	8,551	1,358	△ 55,602
(うち人件費※)	⑦'		230,651	108,485	79,881	78,418	12,459	△ 509,896
事業利益	⑧=③-④	217,994	187,895	173,181	△ 139,052	58,814	△ 62,844	
事業外収益	⑨	126,319	76,596	34,557	6,737	7,393	1,035	
うち共通分	⑩		19,163	9,013	6,636	6,515	1,035	△ 42,363
事業外費用	⑪	7,918	574	270	199	6,842	31	
うち共通分	⑫		574	270	198	195	31	△ 1,269
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	336,396	263,917	207,468	△ 132,515	59,365	△ 61,840	
特別利益	⑭	14,338	1,064	500	11,618	361	793	
うち共通分	⑮		1,064	500	368	361	57	△ 2,352
特別損失	⑯	752,594	340,435	160,122	117,903	115,744	18,389	
うち共通分	⑰		340,435	160,122	117,903	115,744	18,389	△ 752,594
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	△ 401,860	△ 75,453	47,846	△ 238,800	△ 56,017	△ 79,436	
営農指導事業分配賦額	⑲		28,281	17,981	16,053	17,120	△ 79,436	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	△ 401,860	△ 103,734	29,865	△ 254,853	△ 73,137		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦割合)は次のとおりです。

(単位：%)

	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共通管理費等	45.23	21.28	15.67	15.38	2.44	100
営農指導事業費	35.60	22.64	20.21	21.55		100

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	その他事業合計	共通資産
事業別の資産	153,154,453	152,517,552	678	636,223	12,364,860
総資産(共通資産配分後)	165,519,315	158,109,541	2,631,431	4,778,451	—

6. 会計監査人の監査

4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収益(事業収益)	5,896	5,937	4,782	4,990	5,238
信用事業収益	715	675	890	1,245	1,262
共済事業収益	358	338	480	632	585
農業関連事業収益	3,805	3,901	2,343	1,946	2,123
生活その他事業収益	1,010	1,016	1,057	1,158	1,262
営農指導事業	6	6	9	6	4
経常利益	181	159	255	284	336
当期剰余金	97	137	△106	179	△301
出資金 (出資口数)	953 (953,896)	1,010 (1,010,744)	1,949 (1,949,302)	2,124 (2,124,950)	2,217 (2,217,655)
総資産額	79,191	79,040	168,444	166,614	165,519
純資産額	5,200	5,379	11,531	11,821	11,549
貯金等残高	71,151	70,852	153,144	150,982	149,983
貸出金残高	16,514	17,287	25,293	25,812	29,069
剰余金処分配当金額	13	14	27	20	21
出資配当の額	13	14	27	20	21
職員数	156	159	275	356	365
単体自己資本比率	13.89	13.81	15.69	16.14	16.49

- (注) 1. 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行などの当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いはありません。  
 4. 「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	4年度	3年度	増減
資金運用収支	1,067	1,120	△53
役員取引等収支	36	56	△20
その他信用事業収支	△52	△58	6
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,162 (0.76)	1,176 (0.76)	△14 (0.00)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,723 (1.58)	2,662 (1.52)	61 (0.06)
事業純益	475	442	33
実質事業純益	475	442	33
コア事業純益	475	442	33
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	475	442	33

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	4年度			3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	151,941	969	0.64	154,532	1,024	0.66
うち預金	122,927	626	0.51	126,827	682	0.54
うち有価証券	1,998	33	1.65	1,998	33	1.65
うち貸出金	27,016	310	1.15	25,707	309	1.20
資金調達勘定	151,324	46	0.03	154,318	52	0.03
うち貯金・定積	151,316	46	0.03	154,313	52	0.03
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	8	0	0.00	5	0	0.00
総資金利ざや	—	—	0.28	—	—	0.31

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)  
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	4年度増減額	3年度増減額
受取利息	△55	283
うち預金	△56	209
うち有価証券	0	20
うち貸出金	1	54
支払利息	△6	9
うち貯金・定期貯金	△6	9
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	△49	274

- (注) 1. 増減額は前年対比です。  
 2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。



### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

###### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	4年度	3年度	増減
流動性貯金	65,327 ( 43.18 )	62,068 ( 40.22 )	3,259
定期性貯金	85,944 ( 56.81 )	92,208 ( 59.76 )	△ 6,264
その他の貯金	3 ( 0.01 )	32 ( 0.02 )	△ 29
小計	151,274 ( 100.00 )	154,309 ( 100.00 )	△ 3,035
譲渡性貯金	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )	0
合計	151,274 ( 100.00 )	154,309 ( 100.00 )	△ 3,035

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金  
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金  
 3. ( )内は構成比です。

###### ② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	4年度	3年度	増減
定期貯金	82,073	85,231	△ 8,993
うち固定金利定期	82,066 ( 99.99 )	85,227 ( 99.99 )	△ 8,998
うち変動金利定期	7 ( 0.01 )	4 ( 0.01 )	3

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( )内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

科目	4年度	3年度	増減
手形貸付	38	86	△ 48
証書貸付	26,851	25,443	1,408
当座貸越	165	180	△ 15
割引手形	0	0	0
合計	27,054	25,710	1,344

###### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	4年度	3年度	増減
固定金利貸出	23,432 ( 89.94 )	22,725 ( 88.39 )	707
変動金利貸出	2,439 ( 9.36 )	2,792 ( 10.86 )	△ 353
その他	183 ( 0.70 )	192 ( 0.75 )	△ 9
合計	27,054 ( 100.00 )	25,710 ( 100.00 )	1,344

- (注) ( )内は構成比です。

##### ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	4年度	3年度	増減
貯金・定期積金等	244	350	△ 106
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	1	2	△ 1
その他担保物	38	48	△ 10
小計	283	400	△ 117
農業信用基金協会保証	18,156	15,680	2,476
その他保証	0	2,668	△ 2,668
小計	21,434	18,348	3,086
信用	7,350	7,063	287
合計	29,069	25,812	3,257

##### ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

##### ⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	4年度	3年度	増減
設備資金	27,343 ( 94.06 )	24,541 ( 95.08 )	2,802
運転資金	1,726 ( 5.94 )	1,271 ( 4.92 )	455
合計	29,069 ( 100.00 )	25,812 ( 100.00 )	3,257

- (注) ( )内は構成比です。

##### ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業種	4年度	3年度	増減
農業	1,924 ( 3.34 )	2,110 ( 8.18 )	△ 186
林業	39 ( 0.07 )	40 ( 0.16 )	△ 1
水産業	59 ( 0.10 )	59 ( 0.23 )	0
製造業	5,979 ( 10.39 )	4,725 ( 18.31 )	1,254
鉱業	513 ( 0.89 )	333 ( 1.29 )	180
建設・不動産業	2,324 ( 4.04 )	2,768 ( 10.73 )	△ 444
電気・ガス・熱供給水道業	415 ( 0.72 )	382 ( 1.48 )	33
運輸・通信業	1,622 ( 2.82 )	1,299 ( 5.03 )	323
金融・保険業	1,064 ( 1.85 )	345 ( 1.34 )	719
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,651 ( 8.08 )	4,233 ( 16.40 )	418
地方公共団体	114 ( 0.20 )	127 ( 0.49 )	△ 13
非営利法人	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )	0
その他	9,799 ( 17.03 )	9,384 ( 36.38 )	415
合計	29,069 ( 100.00 )	25,812 ( 100.00 )	3,776

- (注) ( )内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	4年度	3年度	増 減
農 業	716	699	17
耕 作	105	115	△ 10
野 菜	27	26	1
果樹・樹園農業	7	8	△ 1
養豚・肉牛・酪農	81	90	△ 9
その他農業	493	458	35
合 計	716	699	17

- (注) 1. 農業関連の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	4年度	3年度	増 減
プロパー資金	368	322	46
農業制度資金	349	377	△ 28
農業近代化資金	265	284	△ 19
その他制度資金	83	92	△ 9
合 計	716	699	17

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

〔受託貸付金〕

該当取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額					
		担保	保証	引当	合計		
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	4年度	406	122	22	262	408	
	3年度	408	132	0	274	408	
危険債権	4年度	94	67	11	12	91	
	3年度	110	81	11	14	107	
要管理債権	4年度	—	—	—	—	—	
	3年度	3	3	—	—	3	
	三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—	—
		3年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	—	—	—	—	—	
	3年度	3	3	—	—	3	
小 計	4年度	501	190	34	275	499	
	3年度	522	217	12	289	518	
正 常 債 権	4年度	28,581					
	3年度	25,302					
合 計	4年度	29,083					
	3年度	25,824					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。  
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。  
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。  
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。  
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。  
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	4年度					3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4	3	0	4	3	14	4	—	14	4
個別貸倒引当金	299	285	0	299	285	311	299	—	311	299
合 計	303	288	0	303	288	326	304	—	326	304

⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

## (3) 国内為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		4年度		3年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	20	178	20	174
	金額	14,944	30,002	12,602	31,457
代金取立為替	件数	—	0	0	0
	金額	—	7	0	20
雑 為 替	件数	0	1	0	1
	金額	371	2,072	416	1,820
合 計	件数	20	179	21	176
	金額	15,316	32,082	13,019	33,298

## (4) 有価証券に関する指標

## ① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	4年度	3年度	増 減
国 債	1,999	1,998	1
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	1,999	1,998	1

## ② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
3年度								
国 債						2,300,230		2,300,230
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短期社債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	—	—	—	—	—	2,300,230	—	2,300,230
4年度								
国 債					1,903,140	337,140		2,240,280
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短期社債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	—	—	—	—	1,903,140	337,140	—	2,240,280



(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種 類	4年度			3年度			
	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	
又は貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	2,240	1,999	241	2,300	1,999	301
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,240	1,999	241	2,300	1,999	301
	合 計	2,240	1,999	241	2,300	1,999	301

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	4年度		3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終 身 共 済	1,430	95,679	3,396	100,790
	定 期 生 命 共 済	241	1,187	29	982
	養 老 生 命 共 済	302	15,876	412	17,312
	うちこども共済	270	9,752	398	10,348
	医 療 共 済	13	3,919	47	4,358
	が ん 共 済	37	1,876	—	839
	定 期 医 療 共 済	—	209	—	880
	介 護 共 済	72	1,615	215	1,593
	年 金 共 済	—	206	—	235
	建 物 更 生 共 済	13,688	183,160	15,467	190,179
合 計	16,053	313,479	19,567	317,172	

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	4年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	13	3,919	1	4,846
が ん 共 済	37	1,876	26	1,900
定 期 医 療 共 済	—	209	—	227
合 計	50	6,004	28	6,975

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	4年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	79	2,252	274	2,284
認 知 症 共 済	77	77	—	—
生活障害共済(一時金型)	167	879	94	779
生活障害共済(定期年金型)	114	400	42	323
特 定 重 度 疾 病 共 済	105	561	28	613
合 計	542	4,169	439	4,000

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	4年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	110	3,209	85	3,266
年 金 開 始 後	—	503	—	487
合 計	110	3,713	85	3,753

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

## (5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	4年度		3年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	21,079	18	22,081	19
自 動 車 共 済		446		446
傷 害 共 済	11,709	7	9,651	7
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		57		59
合 計		528		532

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。  
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

## 3. 農業関連事業取扱実績

## (1) 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位：百万円)

種 類	4年度		3年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	198	25	163	27
農 薬	165	36	166	32
飼 料	109	1	97	1
農 業 機 械	238	29	243	22
自 動 車	16	0	22	0
そ の 他	114	17	133	27
合 計	843	110	826	111

## (2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	4年度		3年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	41	8	50	6
麦・豆・雑穀	10	6	8	7
野 菜	574	14	555	14
果 樹	2	0	2	0
花 き ・ 花 木	0	0	0	0
畜 産 物	180	0	204	0
直 販 品	1,088	116	697	77
合 計	1,899	147	1,519	106

## (3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		4年度	3年度
収 益	保 管 料	12	10
	そ の 他	7	6
	小 計	19	17
費 用	その他の費用	2	1
	小 計	2	0
差 引		17	15

## (4) 会館利用事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	4年度	3年度
	取扱高	取扱高
会 場 幹 旋	1	1

## (5) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	4年度	3年度
	取扱高	取扱高
生 花	12	12
精 米	64	64
製 造	63	35
合 計	141	112

#### 4. 生活その他事業取扱実績

##### (1) 買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位:百万円)

種 類	4年度		3年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
食 品	11	2	14	2
耐 久 消 費 材	5	0	0	0
日 用 保 健 雑 貨	11	1	14	2
燃 料	342	55	331	52
家 庭 燃 料	183	122	190	131
そ の 他	93	12	77	8
合 計	647	194	628	196

##### (2) 介護事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		4年度	3年度
収 益	居宅介護支援	36	33
	訪 問 介 護	42	41
	福祉用具貸与	-	-
	通 所 介 護	71	71
	小規模多機能	46	35
	合 計	196	181
費 用	介護労務費	92	81
	介護経費	3	4
	介護材料費	5	5
	介護雑費	3	3
	合 計	104	94

##### (3) その他事業取扱実績

###### ① 精米事業

(単位:百万円)

種 類	4年度	3年度
コ イ ン 精 米	7	6

###### ② 葬祭事業

(単位:件、百万円)

種 類	4年度	3年度
取 扱 件 数	389	341
祭 壇	179	153
幹 旋 品	145	116

###### ③ 健康増進施設事業

(単位:百万円)

種 類	4年度	3年度
利 用 料	0	46

#### 5. 指導事業

##### 【営農指導事業】

(単位:百万円)

項 目		4年度	3年度
収 入	実 費 収 入	0	0
	指 導 雑 収 入	4	7
	計	4	7
支 出	営農改善費	8	10
	組 織 育 成 費	11	6
	計	19	16

##### 【生活指導事業】

(単位:百万円)

項 目		4年度	3年度
収 入	実 費 収 入	-	-
	指 導 雑 収 入	0	0
	計	0	0
支 出	生活文化改善費	2	0
	組 織 育 成 費	0	3
	教 育 情 報 費	0	0
	計	5	4



#### IV 経営諸指標

##### 1. 利益率

(単位：%)

項目	4年度	3年度	増減
総資産経常利益率	0.19	0.16	0.03
資本経常利益率	3.60	2.49	1.11
総資産当期純利益率	△ 0.17	0.10	△ 0.27
資本当期純利益率	△ 1.82	1.57	△ 3.39

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

##### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項目		4年度	3年度	増減
貯貸率	期末	19.38	17.10	2.28
	期中平均	17.87	16.66	1.21
貯証率	期末	1.49	1.52	△ 0.03
	期中平均	1.32	1.30	0.02

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100  
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100  
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	4年度	3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,451,753	9,268,156
うち、出資金及び資本準備金の額	2,217,655	2,510,925
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	6,891,330	6,799,855
うち、外部流出予定額(△)	21,119	20,147
うち、上記以外に該当するものの額	△ 22,089	△ 22,478
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,174	4,750
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,174	4,750
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	121,478	295,132
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,576,406	9,568,039
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,790	10,668
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,790	10,668
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	240,048	347,959
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0

項 目	4年度	3年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	246,839	358,628
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,329,567	9,209,411
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,035,647	53,106,238
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,699,515	3,279,251
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,279,251	3,279,251
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,511,240	3,924,251
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,546,888	57,030,490
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.49%	16.14%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。  
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	4年度			3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	621	—	—	631	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	—	2,002	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	114	—	—	127	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	121,254	24,250	970	124,118	24,823	992
法人等向け	1,251	1,251	50	1,568	1,363	54
中小企業等向け及び個人向け	724	543	21	780	442	17
抵当権付住宅ローン	4,729	1,655	66	4,347	1,505	60
不動産取得等事業向け	1,396	1,396	55	1,287	1,281	51
三月以上延滞等	26	32	1	122	38	1
取立未済手形	16	3	0	13	2	0
信用保証協会等保証付	18,164	1,816	72	15,688	1,559	62
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	364	364	14	349	349	13
(うち出資等のエクスポージャー)	364	364	14	349	349	13
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,571	11,571	462	11,942	18,459	738
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,463	11,159	446	4,463	11,159	446
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,107	7,107	284	7,478	7,299	291
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—

信用リスクアセット	4年度			3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	2,699	107	—	3,279	131
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	162,241	49,581	1,983	162,980	53,106	2,124
CVAリスク相当額÷8%	—	—	0	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	0	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	162,241	49,581	1,983	162,980	53,106	2,124
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	b=a×4%
		4,511	180	3,924	157	157
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	b=a×4%
	56,546	2,261	57,030	2,281	2,281	2,281

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によるお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	4年度					3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	162,526	29,091	2,002	-	101	162,980	25,839	2,002	-	122
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	162,526	29,091	2,002	-	101	162,980	25,839	2,002	-	122
法人	農業	682	682	-	-	719	719	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	372	372	-	-	385	385	-	-	-
	鉱業	52	52	-	-	54	54	-	-	-
	建設・不動産業	2,553	2,523	-	-	2,620	2,590	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	54	54	-	-	55	55	-	-	-
	運輸・通信業	287	287	-	-	291	291	-	-	-
	金融・保険業	125,876	716	-	-	128,719	12	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,115	907	-	-	0	1,173	964	-	6
	日本国政府・地方公共団体	2,191	189	-	-	-	2,205	203	2,002	-
	上記以外	1,022	1,022	-	-	0	1,094	1,094	-	10
個人	22,594	22,281	-	-	0	19,750	19,467	-	106	
その他	5,721	0	-	-	-	5,910	0	-	-	
業種別残高計	162,526	29,091	2,002	-	101	162,980	25,839	2,002	-	122
1年以下	118,980	126	-	-	-	124,298	179	-	-	-
1年超3年以下	2,343	643	-	-	-	671	671	-	-	-
3年超5年以下	1,008	1,008	-	-	-	1,104	1,104	-	-	-
5年超7年以下	1,053	1,053	-	-	-	1,125	1,125	-	-	-
7年超10年以下	3,007	1,306	-	-	-	1,247	1,247	-	-	-
10年超	24,926	24,624	301	-	-	23,210	21,207	2,002	-	-
期限の定めのないもの	11,206	327	-	-	-	11,322	302	-	-	-
残存期間別残高計	162,526	29,091	2,002	-	-	162,980	25,839	2,002	-	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。  
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。  
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	4年度					3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4	3	-	4	3	14	4	-	14	4
個別貸倒引当金	299	285	-	299	285	311	299	-	311	299

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

区 分	4年度						3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	299	285	-	299	285		311	299	-	311	299	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	299	285	-	299	285		311	299	-	311	299	
法 人	農業	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	174	172	-	174	172	-	177	174	-	177	174
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	5	-	6	5	-	6	6	-	6	6
上記以外	-	-	-	-	5	-	-	10	-	-	10	-
個 人	104	93	-	104	93	-	123	104	-	123	104	-
業種別計	299	274	-	299	274	-	311	299	-	311	299	-

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

	4年度			3年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	-	3,158	3,158	-	3,265	3,265
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 10%	-	18,049	18,049	-	15,597	15,597
リスク・ウェイト 20%	-	121,271	121,271	-	124,132	124,132
リスク・ウェイト 35%	-	4,698	4,698	-	4,306	4,306
リスク・ウェイト 50%	-	30	30	-	31	31
リスク・ウェイト 75%	-	548	548	-	593	593
リスク・ウェイト 100%	-	12,955	12,955	-	13,821	13,821
リスク・ウェイト 150%	-	52	52	-	46	46
リスク・ウェイト 250%	-	4,463	4,463	-	4,463	4,463
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	165,226	165,226	-	166,260	166,260

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。



## (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	4年度			3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	7	0	—	4	1	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	4	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	7	0	—	9	1	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織の信用リスクを対象)に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

## (1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定

を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総合管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	4年度		3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	4,828	4,828	4,813	4,813
合 計	4,828	4,828	4,813	4,813

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## (3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当はありません。

## (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当はありません。

## (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当はありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当はありません。

## 9. 金利リスクに関する事項

## (1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatchが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適



切なりリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針及び手続の概要

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
 

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
 

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
 

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
 

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取り扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

- 当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。
- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
 

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
  - 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
 

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
  - 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
 

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
  - 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
 

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
  - 複数の通貨の集計方法及びその前提
 

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
  - スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
 

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
  - 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
 

内部モデルは使用していません。
  - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

○ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
 

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示)の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点
 

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRB1:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,409	1,222	106	102
2	下方パラレルシフト	0	0	2	0
3	スティープ化	1,451	1,214		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	40			
7	最大値	1,451	1,222	106	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		9,451		9,209

## VI 連結情報

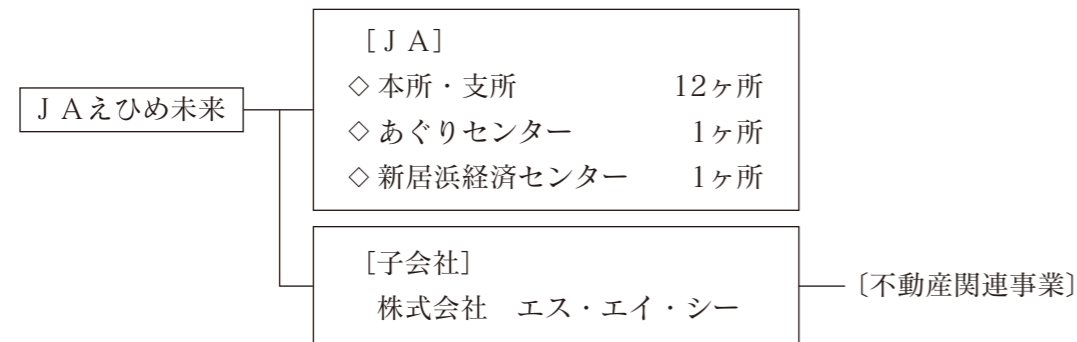
### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

えひめ未来農業協同組合のグループは、当 J A、子会社株式会社エス・エイ・シーで構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は株式会社エス・エイ・シーです。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違ありません。



#### (2) 子会社等の状況

(単位: 百万円、%)

名 称	主たる事務所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当 J A の議決権比率	他の子会社等の議決権比率
株式会社 エス・エイ・シー	西条市神拝甲 478-1	不動産賃貸・ 管理	平成10年7月13日	30	100	100

#### (3) 連結事業概況(4年度)

##### ◇ 連結事業の概況

##### ① 事業の概況

4年度の当 J A の連結決算は、子会社・子法人等を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益2,521百万円、連結当期剰余金193百万円、連結純資産11,918百万円、連結総資産166,662百万円で、連結自己資本比率は16.46%となりました。

##### ② 連結子会社等の事業概況

株式会社 エス・エイ・シー

4年度は、えひめ未来農業協同組合と連携し、不動産の賃貸で70百万円の取り扱いを行いました。

この結果、当期利益は13百万円となりました。

#### (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位: 百万円、%)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連結事業収益	5,996	6,046	4,722	5,209	10,001
信用事業収益	706	666	883	1,241	1,256
共済事業収益	358	338	480	634	585
農業関連事業収益	3,805	3,901	2,373	2,408	2,123
その他事業収益	1,127	1,141	986	926	6,037
連結経常利益	198	176	273	305	356
連結当期利益	108	148	△ 94	193	288
連結純資産額	5,260	5,451	11,615	11,918	11,659
連結総資産額	79,189	79,053	168,473	166,662	165,585
連結自己資本比率	13.86	13.77	15.65	16.10	16.46

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## (5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	4年度 (5年3月31日)	3年度 (4年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	152,118	152,492
(1) 現金及び預金	121,166	124,736
(2) 有価証券	2,240	2,300
(3) 貸出金	28,669	25,378
(4) その他の信用事業資産	319	370
(5) 貸倒引当金	△ 277	△ 292
2 共済事業資産	0	0
(1) その他の共済事業資産	0	0
3 経済事業資産	636	582
(1) 受取手形及び経済事業未収金	324	293
(2) 棚卸資産	258	237
(3) その他の経済事業資産	64	62
(4) 貸倒引当金	△ 10	△ 10
4 雑資産	361	360
5 固定資産	7,337	8,095
(1) 有形固定資産	7,328	8,084
建物	4,965	4,774
機械装置	645	723
土地	5,620	6,256
建設仮勘定	0	325
その他の有形固定資産	811	766
減価償却累計額	△ 4,713	△ 4,761
(2) 無形固定資産	9	10
6 外部出資	4,798	4,783
(1) 外部出資	4,798	4,783
7 退職給付に係る資産	331	347
資産の部合計	165,585	166,662

科 目	4年度 (5年3月31日)	3年度 (4年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	150,928	151,366
(1) 貯金	149,927	150,919
(2) 借入金	1	2
(3) その他の信用事業負債	999	444
2 共済事業負債	506	618
(1) 共済資金	343	443
(2) その他の共済事業負債	163	175
3 経済事業負債	1,249	1,216
(1) 支払手形及び経済事業未払金	317	268
(2) その他の経済事業負債	932	948
4 雑負債	263	384
5 諸引当金	81	64
(1) 賞与引当金	81	26
(2) 役員退職慰労引当金	0	37
6 繰延税金負債	97	128
7 再評価に係る繰延税金負債	797	964
負債の部合計	153,925	154,743
(純資産の部)		
1 組合員資本	9,583	9,385
(1) 出資金	2,217	2,124
(2) 資本剰余金	385	385
(3) 利益剰余金	7,002	6,897
(4) 処分未済持分	△ 22	△ 22
2 評価・換算差額等	2,076	2,532
(1) 土地再評価差額金	2,076	2,532
純資産の部合計	11,659	11,918
負債及び純資産の部合計	165,585	166,662



## (6) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	4年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日)	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)
1 事業総利益	2,521	2,435
(1) 信用事業収益	1,256	1,241
資金運用収益	1,113	1,168
(うち預金利息)	626	682
(うち有価証券利息)	33	33
(うち貸出金利息)	304	302
(うちその他受入利息)	148	150
役務取引等収益	100	62
その他事業直接収益	0	10
(2) 信用事業費用	151	130
資金調達費用	52	55
(うち貯金利息)	43	48
(うち給付補てん備金繰入)	2	3
(うち借入金利息)	0	0
(うちその他支払利息)	5	3
役務取引等費用	5	5
その他経常費用	94	68
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 15	△ 20
信用事業総利益	1,104	1,110
(3) 共済事業収益	585	634
共済付加収入	532	588
その他の収益	52	45
(4) 共済事業費用	28	29
共済推進費及び共済保全費	10	12
その他の費用	18	17
共済事業総利益	556	604
(5) 購買事業収益	1,182	1,154
購買品供給高	1,026	1,006
購買手数料	149	139
その他の収益	7	9
(6) 購買事業費用	972	953
購買品供給原価	864	843
その他の費用	107	110
購買事業総利益	210	200
(7) 販売事業収益	1,293	1,254
販売品販売高	1,126	1,122
販売手数料	147	106
その他の収益	20	24
(8) 販売事業費用	1,127	1,137
販売品販売原価	1,002	1,007
販売費	8	6
その他の費用	116	123

科 目	4年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日)	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)
販売事業総利益	166	116
(9)その他事業収益	915	926
(10)その他事業費用	432	523
その他事業総利益	483	402
2 事業管理費	2,283	2,253
(1) 人件費	1,498	1,504
(2) その他事業管理費	785	749
事業利益	237	181
3 事業外収益	126	127
(1) 受取雑利息	0	0
(2) 受取出資配当金	87	87
(3) 賃貸料	31	33
(4) 償却債権取立益	0	0
(5) その他の事業外収益	6	5
4 事業外費用	7	3
(1) 寄付金	0	0
(2) その他の事業外費用	7	2
経常利益	356	305
5 特別利益	14	3
(1) 固定資産処分益	0	0
(2) その他の特別利益	11	3
6 特別損失	752	66
(1) 固定資産処分損	11	16
(2) 固定資産圧縮損	11	1
(3) 減損損失	728	47
(4) その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期利益	—	243
税金等調整前当期損失	382	—
法人税、住民税及び事業税	86	77
法人税等調整額	△ 180	△ 28
法人税等合計	△ 93	49
当期利益	—	193
当期損失	288	—
当期剰余金	—	193
当期損失金	288	—

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	4年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日)	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	—	243
税金等調整前当期損失	382	—
減価償却費	178	155
減損損失	728	47
のれん償却額	—	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 15	△ 22
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9	△ 0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	—
その他引当金等の増減額 (△は減少)	7	△ 19
信用事業資金運用収益	△ 1,113	△ 1,168
信用事業資金調達費用	52	55
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 87	△ 87
支払雑利息	—	—
有価証券関係損益 (△は益)	△ 41	△ 10
固定資産売却損益 (△は益)	9	16
外部出資関係損益 (△は益)	—	—
持分法による投資損益 (△は益)	—	—
資産除去債務関連費用	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減 (△)	△ 3,291	△ 552
預金の純増減 (△)	4,089	2,549
貯金の純増減 (△)	△ 992	△ 2,159
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 0	△ 0
その他信用事業資産の純増減 (△)	51	△ 51
その他信用事業負債の純増減 (△)	—	—
.....		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減 (△)	—	—
共済借入金の純増減 (△)	—	—
共済資金の純増減 (△)	△ 99	73
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 7	△ 5
その他共済事業資産の純増減 (△)	△ 0	△ 0
その他共済事業負債の純増減 (△)	△ 4	3
.....		
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減 (△)	△ 33	△ 9
経済受託債権の純増減 (△)	2	△ 16
棚卸資産の純増減 (△)	△ 20	154
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	52	△ 11
経済受託債務の純増減 (△)	△ 3	1
その他経済事業資産の増減 (△)	△ 1	0
その他経済事業負債の増減 (△)	△ 16	△ 23
.....		
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減 (△)	14	12

科 目	4年度 (自 4年4月1日 至 5年3月31日)	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)
その他負債の増減 (△)	△ 112	189
未払消費税の増減額 (△は減少)	△ 8	△ 5
.....		
信用事業資金運用による収入	1,113	1,168
信用事業資金調達による支出	△ 57	△ 57
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
.....		
小 計	17	320
雑利息及び出資配当金の受取額	87	87
雑利息の支払額	—	—
.....		
法人税等の支払額	△ 86	△ 77
事業活動によるキャッシュ・フロー	18	331
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	59	0
有価証券の売却による収入	42	△ 36
固定資産の取得による支出	△ 489	△ 370
固定資産の売却による収入	879	△ 6
補助金の受入による収入	11	3
外部出資による支出	—	—
外部出資の売却等による収入	△ 15	△ 0
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
資産除去債務履行による支出	—	1
.....		
投資活動によるキャッシュ・フロー	488	△ 408
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備の借入れによる収入	—	—
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	212	278
出資の払戻しによる支出	△ 119	△ 102
持分の取得による支出	△ 22	△ 22
持分の譲渡による収入	22	11
出資配当金の支払額	△ 20	△ 27
非支配株主への配当金支払額	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー	72	137
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	580	69
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,471	1,401
7 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—
8 現金及び現金同等物の期末残高	2,051	1,471

## (8) 連結注記表

当年度(4年度)

### 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ② 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法
- その他の棚卸資産……………総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用しています。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当J Aにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処

分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- (2) 賞与引当金  
職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

- (1) リース取引関連  
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。
- (2) 収益認識関連  
当J Aの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
  - ① 購買事業  
購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
  - ② 販売事業  
販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当J Aが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び産直市で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。  
また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当J Aは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
  - ③ 保管事業  
保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってい



ます。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当JAは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

・育苗事業

水稲、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満または千円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満または千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

二 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 728,851千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,635,236千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	697,491千円
機械装置	471,797千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	338,629千円
無形固定資産	6,550千円
雑資産（リース）	736千円

## 2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

## 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 399,367千円

子会社等に対する金銭債務の総額 61,282千円

## 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額 150,230千円

## 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は406,738千円、危険債権額は94,974千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は501,713千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成11年3月31日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,515,274千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

## 五 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	14,209千円
うち事業取引高	14,209千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,001千円
うち事業取引高	60,000千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

### 2. 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センター、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
四 季 菜 広 場	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産、無形固定資産	
本 所 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
高 津 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
金 子 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
飯 岡 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
玉 津 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
中 央 支 所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
古 川 給 油 所	営業用店舗	土地	
旧 新 堀 支 所	賃貸資産	土地、建物	業務外固定資産
旧 橘 支 所	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産	業務外固定資産
旧 武 丈 の 湯	遊休資産	土地	業務外固定資産
萩生治郎丸宅地	遊休資産	土地	業務外固定資産

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

四季菜広場については、令和7年度にリニューアルを予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。



本所支所・高津支所・金子支所については、令和6年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

飯岡支所・玉津支所、中央支所については、令和5年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧橋支所・旧武丈の湯・萩生治郎丸宅地については、遊休資産とされ早期処分対象であることから帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

**(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳**

(単位：千円)

場 所	合 計	うち土地	うち建物	うち機械装置	うちその他の有形固定資産	うち無形固定資産
四季菜広場	301,226	297,288	642	658	2,152	484
本所支所	79,082	75,022	2,655	—	1,404	—
高津支所	48,409	31,405	15,233	—	1,770	—
金子支所	72,883	67,746	3,287	—	1,849	—
飯岡支所	26,600	21,840	2,947	—	1,811	—
玉津支所	56,789	43,144	11,906	—	1,738	—
中央支所	130,476	89,899	38,985	—	1,591	—
古川給油所	830	830	—	—	—	—
旧新堀支所	866	763	103	—	—	—
旧橋支所	6,533	5,238	1,189	—	105	—
旧武丈の湯	3,203	3,203	—	—	—	—
萩生治郎丸宅地	1,949	1,949	—	—	—	—
合 計	728,851	638,334	76,951	658	12,422	484

**(4) 回収可能価額の算定方法**

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

旧新堀支所の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は2.54%です。

**六 金融商品に関する注記**

**1. 金融商品の状況に関する事項**

**(1) 金融商品に対する取り組み方針**

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体

などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

**(2) 金融商品の内容及びそのリスク**

当JAが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

**(3) 金融商品に係るリスク管理体制**

**① 信用リスクの管理**

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

**② 市場リスクの管理**

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

**(市場リスクに係る定量的情報)**

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.23%上昇したものと想定した場合には、経済価値が343,174千円減少するものと把握しています。



当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	120,542,421	120,526,991	△15,429
有価証券	2,240,280	2,240,280	—
その他の有価証券	2,240,280	2,240,280	—
貸出金	29,069,010		
貸倒引当金（*1）	△277,985		
貸倒引当金控除後	28,791,025	29,468,011	676,985
資産計	151,573,726	152,235,282	661,556
貯金	149,983,573	149,979,724	△3,848
負債計	149,983,573	149,979,724	△3,848

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,828,259

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	118,842,421	1,700,000				
有価証券 その他有価証券の内満期があるもの						2,000,000
貸出金（*1、*2）	1,808,615	1,730,365	1,671,814	1,377,210	1,291,089	21,079,448
合 計	120,651,037	3,430,365	1,671,814	1,377,210	1,291,089	23,079,448

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越159,061千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等110,465千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*1）	138,432,400	3,844,281	7,318,672	130,809	159,235	98,173
合 計	138,432,400	3,844,281	7,318,672	130,809	159,235	98,173

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,240,280	1,999,147	241,132

\*なお、上記差額から繰延税金負債66,697千円を差し引いた額174,435千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

八 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△347,959千円
退職給付費用	64,905千円
年金制度への拠出金	△48,780千円
前払年金費用	△331,834千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,051,958千円
年金資産	△1,383,792千円
前払年金費用	△331,834千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,905千円
----------------	----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,172千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、190,531千円となっています。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	55,113千円
役員退職給与引当金	12,462千円
未取貸付金利息	3,212千円
部会繰越金否認	9,868千円
賞与引当金	10,136千円
減価償却超過額	104,109千円
減損損失	57,716千円
資産除去債務	8,888千円
その他	10,300千円
繰延税金資産小計	271,808千円
評価性引当額	△210,449千円
繰延税金資産合計（A）	61,358千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△748千円
前払年金費用	△91,785千円
その他有価証券評価差額金	△66,697千円
繰延税金負債合計（B）	△159,230千円
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△97,872千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は税引前当期損失となっているため、記載を省略しています。

十 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十一 その他の注記

リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は5,298千円です。

十二 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等…1社

**2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項**

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

**3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項**

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

該当事項はありません。

**十三 連結キャッシュ・フローに関する事項**

**1. 現金及び現金同等物等の範囲**

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

**2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係**

現金及び預金勘定	121,166百万円
定期預金及び譲渡性預金	119,115百万円
現金及び現金同等物	2,051百万円

**一 重要な会計方針に係る事項に関する注記**

**1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法**

- (1) 子会社株式…………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ② 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

**2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法**

- 購買品(肥料、農薬) …… 総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(大型農機) …… 個別法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外) …… 売価還元法による原価法
- その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

**3. 固定資産の減価償却の方法**

- (1) 有形固定資産
 

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
 

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

**4. 引当金の計上基準**

- (1) 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見



積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### (1) リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

### (2) 収益認識関連

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ② 販売事業

販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当J Aが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び直売所で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当J Aは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③ 保管事業

保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### ④ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当J Aは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑥ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑦ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑧ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

##### ・育苗事業

水稻、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### ・健康増進事業

温泉施設を設置して、共同で利用する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。(健康増進事業は令和4年3月31日をもって終了しました。)

## 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満または千円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満または千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## 二 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

#### (2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

#### (3) 米買取販売事業における支払奨励金の会計処理

米買取販売事業において、生産者等に対して支払う各種奨励金等は、従来、販売事業費用として計上しておりましたが、生産者へ支払われる対価と認められる場合は取引価格を調整する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年

度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、5,733千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が524,744千円、事業費用が526,817千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が2,073千円それぞれ増加しています。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

## 四 誤謬の訂正に関する注記

前事業年度において、減損損失計上時に貸借対照表の「再評価に伴う繰延税金負債」の取崩及び損益計算書の「法人税等調整額」の計上、貸借対照表の「土地再評価差額金」の取崩及び損益計算書末尾への「土地再評価差額金取崩額」の計上が行われていませんでした。

当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産額に反映されています。

この結果、当事業年度の期首における純資産額は44,597千円増加しています。

## 五 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,707,899千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	697,491千円
機械装置	530,634千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	351,338千円
無形固定資産	6,550千円
雑資産(リース)	1,853千円

### 2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。



### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	434,066千円
子会社等に対する金銭債務の総額	68,392千円

### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額	154,407千円
-------------------	-----------

### 5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は415,921千円、危険債権額は113,518千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありませぬ。貸出条件緩和債権額は3,358千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は532,797千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,997,537千円

#### ●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

### 六 損益計算書に関する注記

#### 1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	14,854千円
うち事業取引高	14,854千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,005千円
うち事業取引高	60,004千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

#### 2. 減損損失に関する注記

##### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センター、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橘支所・神戸支所	営業用店舗	土地	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地	
古川給油所	営業用店舗	土地	
武丈の湯	営業用店舗	土地	
旧新堀支所	賃貸資産	土地	業務外固定資産

##### (2) 減損損失の認識に至った経緯

橘支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字であります。令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

武丈の湯は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、令和4年3月末をもって閉鎖したことにより、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。



(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

橋支所・神戸支所	23,025千円	(土地	23,025千円)
氷見支所・禎瑞支所	9,718千円	(土地	9,718千円)
古川給油所	2,769千円	(土地	2,769千円)
武丈の湯	4,927千円	(土地	4,927千円)
旧新堀支所	7,240千円	(土地	7,240千円)
合計	47,681千円	(土地	47,681千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

## 七 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交

換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下降したものと想定した場合には、経済価値が135,718千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	124,105,130	124,106,475	1,344
有価証券	2,300,230	2,300,230	—
その他の有価証券	2,300,230	2,300,230	—
貸出金	25,812,143		
貸倒引当金(*1)	△293,707		
貸倒引当金控除後	25,518,436	26,527,244	1,008,808
資産計	151,923,796	152,933,949	1,010,153
貯金	150,982,776	151,024,022	41,245
負債計	150,982,776	151,024,022	41,245

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### (資 産)

##### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ② 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格を時価としています。

##### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### (負 債)

##### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,813,249

(\*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	124,105,130					
有価証券 その他有価証券 の内満期があるもの						2,000,000
貸出金(*1、2)	1,818,183	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	17,953,101
合 計	125,923,314	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	19,953,101

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越167,833千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等108,319千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038
合 計	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

## 八 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### (1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	2,300,230	1,999,061	301,168

\*なお、上記差額から繰延税金負債83,303千円を差し引いた額217,865千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

## 九 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### 2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△342,179千円
退職給付費用	44,674千円
年金制度への拠出金	<u>△50,454千円</u>
前払年金費用	△347,959千円

### 3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,154,942千円
年金資産	<u>△1,502,901千円</u>
前払年金費用	△347,959千円

### 4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	44,674千円
----------------	----------

### 5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,820千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、224,453千円となっています。

## 十 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	61,948千円
役員退職給与引当金	10,470千円
未収貸付金利息	2,977千円
部会繰越金否認	9,222千円
賞与引当金	7,430千円
減価償却超過額	85,415千円
減損損失	41,508千円
資産除去債務	8,888千円
その他	<u>10,446千円</u>
繰延税金資産小計	238,307千円
評価性引当額	<u>△186,232千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	52,074千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△1,023千円
前払年金費用	△96,245千円
その他有価証券評価差額金	<u>△83,303千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	△180,572千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△128,497千円

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.46
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.32
住民税均等割等	1.84
評価性引当額の増減	△9.82
その他	1.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.85%

## 十一 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。



十二 その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は18,492千円です。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,857千円
受取利息相当分	△1,640千円
合計	16,216千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,105千円	4,680千円

十三 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等…1社  
株式会社エス・エイ・シー

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

4. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

十四 連結キャッシュ・フローに関する注記

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	124,736百万円
定期預金及び譲渡性預金	123,265百万円
現金及び現金同等物	1,471百万円

(9) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	4年度	3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	385	385
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	385	385
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,897	6,647
2 利益剰余金増加高	125	270
当期剰余金	△ 288	193
再評価差額金取崩	414	76
合併による増加	—	—
3 利益剰余金減少高	21	20
当期損失金	—	—
配当金	21	20
4 利益剰余金期末残高	7,002	6,897

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	増減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	406,738	408,183	△ 1,445
危険債権額	94,974	110,662	△ 15,688
要管理債権額	—	3,357	△ 3,357
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	3,357	△ 3,357
小 計	501,712	522,202	△ 20,490
正常債権額	28,581,411	25,302,680	3,278,731
合 計	29,083,123	25,824,882	3,258,241

- (注) 1. 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	4 年度	3 年度
信用事業	事業収益	1,256	1,241
	経常利益	263	384
	資産の額	152,492	152,492
共済事業	事業収益	585	634
	経常利益	207	131
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	2,123	2,408
	経常利益	△ 132	△ 141
	資産の額	—	—
その他事業	事業収益	1,211	926
	経常利益	17	△ 70
	資産の額	582	582
計	事業収益	5,175	5,209
	経常利益	356	305
	資産の額	153,074	153,074

## 2. 連結自己資本の充実の状況

## ◇ 連結自己資本比率の状況

5年3月末における連結自己資本比率は、16.49%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

## ○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	えひめ未来農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,217百万円 (前年度2,124百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	4年度	3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,451,653	9,268,056
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,217,555	2,510,825
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	6,891,330	6,799,855
うち、外部流出予定額(△)	21,119	20,147
うち、上記以外に該当するものの額	△ 22,089	△ 22,478
コア資本に算入される評価・換算差額等	0	0
うち、退職給付に係るものの額	0	0
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,132	4,671
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,132	4,671
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	121,478	295,132
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,576,264	9,567,860
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,790	10,668
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,790	10,668
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
退職給付に係る資産の額	240,048	347,959
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0

項 目	4年度	3年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	246,839	358,627
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,329,425	9,209,232
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,101,743	53,154,095
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,699,515	3,279,251
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,699,515	3,279,251
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,560,496	4,027,305
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,662,239	57,181,401
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.46	16.10

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。  
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。



(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスクアセット	4年度			3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	624	—	—	631	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	—	2,002	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	114	—	—	127	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	121,254	24,250	970	124,118	24,823	993
法人等向け	1,427	1,228	49	1,568	1,363	55
中小企業等向け及び個人向け	727	408	16	780	442	18
抵当権付住宅ローン	4,733	1,642	66	4,347	1,505	60
不動産取得等事業向け	1,396	1,387	55	1,287	1,281	51
三月以上延滞等	101	32	1	122	38	2
取立未済手形	16	3	0	13	2	0
信用保証協会等保証付	18,164	1,804	72	15,688	1,559	62
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	364	364	15	349	349	14
(うち出資等のエクスポージャー)	364	364	15	349	349	14
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,599	18,211	728	11,990	18,507	740
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係る エクスポージャー)	4,463	11,159	446	4,463	11,159	446
(うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLA C関連調達手段に係る5%基準額を上 回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,135	7,052	282	7,526	7,347	294
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—

信用リスクアセット	4年度			3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエク スポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されるも のの額	—	2,699	108	—	3,279	131
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエク スポージャー別計	162,526	52,035	2,081	163,028	53,154	2,126
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	162,526	52,035	2,081	163,028	53,154	2,126
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	4,511	180	4,027	161		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	56,546	2,262	57,181	2,287		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  
 $\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I、Moody's、J C R、S & P、F i t c h	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I、Moody's、J C R、S & P、F i t c h	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

	4年度					3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	162,526	29,091	2,002	0	101	163,028	25,839	2,002	0	122
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	162,526	29,091	2,002	0	101	163,028	25,839	2,002	0	122
法人	農業	682	682	-	-	719	719	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	372	372	-	-	385	385	-	-	-
	鉱業	52	52	-	-	54	54	-	-	-
	建設・不動産業	2,553	2,523	-	-	2,620	2,590	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	54	54	-	-	55	55	-	-	-
	運輸・通信業	287	287	-	-	291	291	-	-	-
	金融・保険業	125,876	716	-	-	128,719	12	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,115	907	-	-	5	1,173	964	-	6
日本国政府・地方公共団体	2,191	189	2,002	-	-	2,205	203	2,002	-	
上記以外	1,022	1,022	-	-	-	1,094	1,094	-	-	10
個人	22,594	22,281	-	-	85	19,750	19,467	-	-	106
その他	5,721	-	-	-	-	5,958	-	-	-	-
業種別残高計	162,526	29,091	2,002	-	91	163,028	25,839	2,002	-	122
1年以下	118,980	126	-	-	-	124,298	179	-	-	-
1年超3年以下	2,343	643	-	-	-	671	671	-	-	-
3年超5年以下	1,008	1,008	-	-	-	1,104	1,104	-	-	-
5年超7年以下	1,053	1,053	-	-	-	1,125	1,125	-	-	-
7年超10年以下	3,007	1,306	1,700	-	-	1,247	1,247	-	-	-
10年超	24,926	24,624	301	-	-	23,210	21,207	2,002	-	-
期限の定めのないもの	11,206	327	-	-	-	11,370	302	-	-	-
残存期間別残高計	162,526	29,091	2,002	-	-	163,028	25,839	2,002	-	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。  
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。  
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

区分	4年度					3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4	3	-	4	3	14	4	-	14	4
個別貸倒引当金	299	285	-	299	285	311	299	-	311	299

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

区 分	4年度						3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	299	285	-	299	285	-	311	299	-	311	299	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	299	285	-	299	285	-	311	299	-	311	299	-
法人	農業	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	174	172	-	174	172	-	177	174	-	177	174
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	5	-	6	5	-	6	6	-	6	6
上記以外	-	-	-	-	5	-	-	10	-	-	10	-
個人	104	93	-	104	93	-	123	104	-	123	104	-
業種別計	299	274	-	299	274	-	311	299	-	311	299	-

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

		4年度			3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	3,158	3,158	-	3,265	3,265
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	18,049	18,049	-	15,597	15,597
	リスク・ウェイト 20%	-	121,271	121,271	-	124,132	124,132
	リスク・ウェイト 35%	-	4,697	4,697	-	4,306	4,306
	リスク・ウェイト 50%	-	30	30	-	31	31
	リスク・ウェイト 75%	-	548	548	-	593	593
	リスク・ウェイト 100%	-	13,021	13,021	-	13,869	13,869
	リスク・ウェイト 150%	-	52	52	-	46	46
リスク・ウェイト 250%	-	4,463	4,463	-	4,463	4,463	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	165,292	165,292	-	166,307	166,307	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

区 分	4年度			3年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	7	0	-	4	0	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	4	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	7	0	-	9	0	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織の信用リスクを対象)に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。



(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

	4年度		3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	4,798	4,798	4,813	4,813
合計	4,798	4,798	4,813	4,813

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,409	1,222	106	102
2	下方パラレルシフト	0	0	2	0
3	スティープ化	1,451	1,214		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	40	1,222	106	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,329		9,209	

3. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1 私は、当JAの4年4月1日から5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

(1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

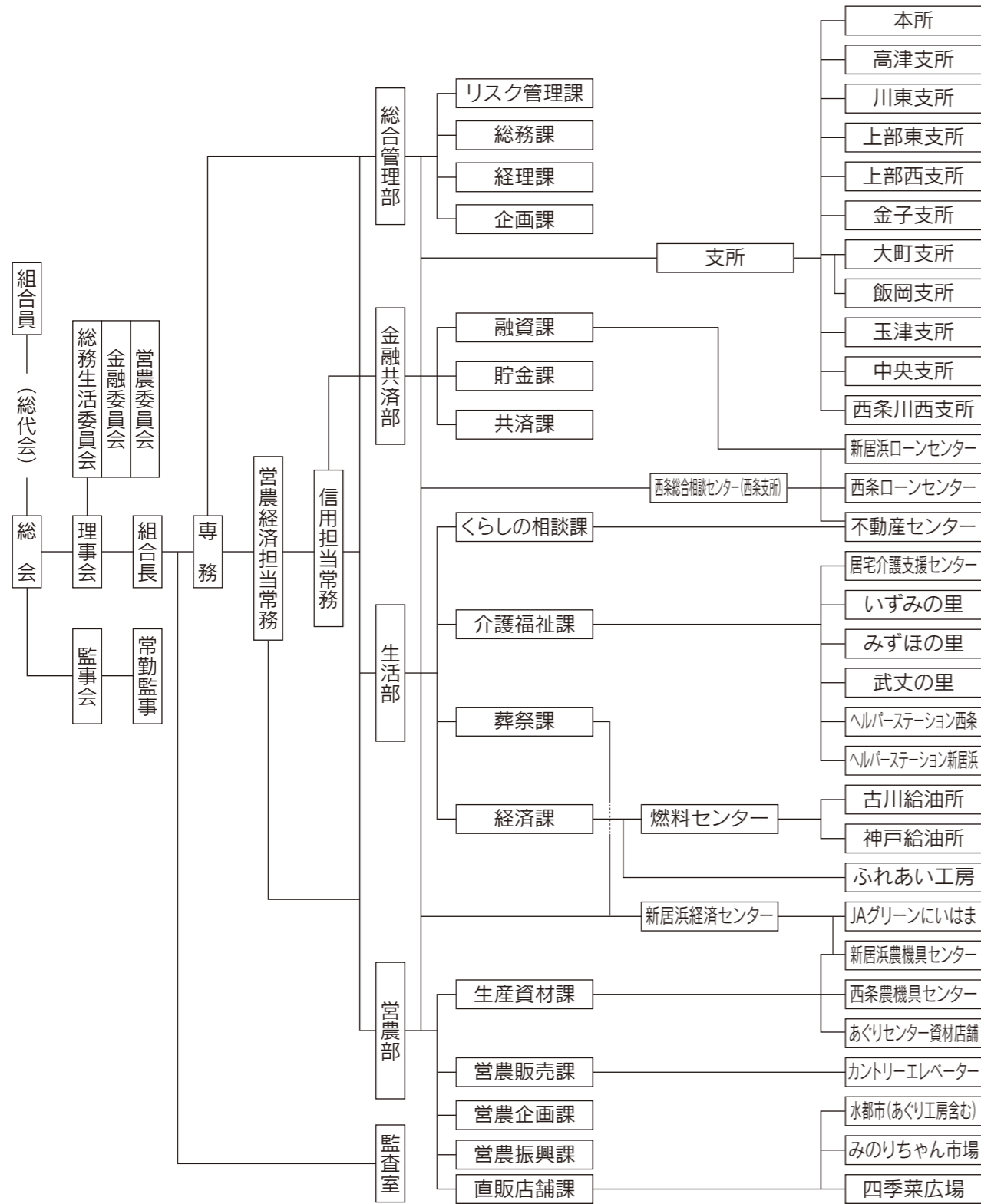
5年7月17日

えひめ未来農業協同組合

代表理事組合長 加藤 尚

【JAの概要】

1. 機構図(5年7月現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(5年7月現在)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
代表理事組合長	加 藤 尚	理 事	宇佐美 金正
代表理事専務	保 利 公 洋	理 事	松 本 真一郎
常 務 理 事	岡 部 成 彦	理 事	丹 安 弘
常 務 理 事	久 岡 幸 男	理 事	加 藤 卓 雄
理 事	岡 田 朗	理 事	石 川 篤 志
理 事	近 藤 孝 志	理 事	伊 藤 津 好
理 事	園 部 克 志	理 事	宮 崎 桂 一
理 事	佐 光 正 裕	理 事	井 下 ち づ る
理 事	伊 藤 俊 一	理 事	三 船 一 良
理 事	藤 田 理	理 事	津 島 美 智 子
理 事	原 英 俊	理 事	高 橋 豊 重
理 事	藤 田 賢 市	代 表 監 事	神 野 師 算
理 事	村 上 嘉 一	常 勤 監 事	高 木 千 香
理 事	渡 邊 勝 俊	監 事	一 色 信 之
理 事	片 上 忍	監 事	横 川 達 良
理 事	越 智 文 雄	監 事	大 隆 政 子
理 事	上 路 利 春	監 事	黒 河 安 徳

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(5年7月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町 14階

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	4 年 度	3 年 度	増 減
正 組 合 員	5,465	5,656	△ 191
個 人	5,447	5,637	△ 190
法 人	18	19	△ 1
准 組 合 員	18,513	18,310	203
個 人	18,495	18,290	205
法 人	18	20	△ 2
合 計	23,978	23,966	12

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
運営委員会	559	白ねぎ部会	21
女性部	1,077	里芋部会	90
いずみの会	64	なす部会	16
年金友の会	11,520	ときめき水都市	737
青農くらぶ	137	たまねぎ部会	13
青年部	10	ハウス部会	1
稲作部会	530	一寸蚕豆部会	9
麦作部会	53	キュウリ部会	7
ほうれん草部会	23	果樹部会	69
いちご部会	17	畜産部会	2
七草部会	14	あかがね市部会	446
青ねぎ部会	6		

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

7. 地区一覧

新居浜市(別子山を除く)、西条市明屋敷、荒川、安知生、安知生新開、飯岡、市之川、大浜、大保木、大町、神拝、喜多川、黒瀬、栄町、坂元、下島山、新田、洲之内、千町、大師町、玉津、朔日市、津越、禎瑞、天神、兎之山、中奥、中西、中西新開、中野、鍋倉新開、檜木、西相生、西泉、西泉西新開、西泉東新開、西田、西田新開、西田西新開、西之川、野々市、早川、ひうち、東相生、東之川、東町、樋之口、氷見、氷見石岡新開、氷見西新開、氷見東新開、氷見南新開、福武、藤之石、船屋、古川、保野、本町、丸野、港、明神木区域

8. 沿革・あゆみ

昭和 38年 1月 新居浜市内 10農協が合併し、新居浜市農業協同組合発足  
 昭和 40年 11月 西条市内 8農協が合併し、西条市農業協同組合発足  
 令和 2年 5月 JA西条・JA新居浜市合併契約調印  
 令和 2年 11月 JA西条・JA新居浜市合併、新「えひめ未来農業協同組合」発足  
 令和 4年 3月 健康増進施設「武丈の湯」閉館  
 令和 4年 4月 農産物直売所「ときめき水都市」リニューアルオープン  
 令和 4年 7月 神戸・橘・氷見・禎瑞支所を統合し西条川西支所をオープン

9. 店舗等のご案内

(4年7月現在)

施設名	住所	電話番号	ATM設置台数
本館	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-37-1004	
新居浜ローンセンター	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-37-8739	
直売所あかがね市「四季菜広場」	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-31-0181	
本所	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-34-0856	2台
高津支所	〒792-0867 新居浜市高津町12-29	0897-34-5409	1台
川東支所	〒792-0881 新居浜市松神子1-2-35	0897-46-1888	1台
上部東支所	〒792-0823 新居浜市外山町15-37	0897-41-0823	1台

施設名	住所	電話番号	ATM設置台数
上部西支所	〒792-0050 新居浜市萩生1168-1	0897-41-0821	1台
金子支所	〒792-0025 新居浜市一宮町1-9-20	0897-35-3133	1台
新居浜経済センター	JAグリーンにいほま(営農資材/生活資材)(共販/営農指導/育苗)(住宅)(葬祭/観光)(生活指導)(燃料(LPガス))(ヘルパーステーション新居浜)新居浜農機具センター食配直通電話	〒792-0812 新居浜市坂井町3-10-40	0897-41-7016
		0897-41-5701	
		0897-41-7607	
		0897-41-0983	
		0897-41-7016	
		0897-41-8215	
		0897-47-5900	
		0897-41-7600	
		0897-41-0800 フリーダイヤル0120-340801	
西条総合相談センター	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	
西条ローンセンター	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1818	
はなゆい	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1818	
あぐりセンター	〒793-0052 西条市中西新開111-1	0897-56-9000	
西条支所	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	1台
飯岡支所	〒793-0010 西条市飯岡2258	0897-56-2767	1台
玉津支所	〒793-0027 西条市朔日市143-1	0897-56-1331	1台
中央支所	〒793-0041 西条市神拝甲500-1	0897-56-3065 0897-56-3071	1台
西条川西支所	〒793-0052 西条市中西新開111-1	0897-56-3770	1台
大町支所	〒793-0030 西条市大町200-4	0897-56-5111	1台
燃料センター	〒793-0053 西条市洲之内甲163	0897-56-9050	
神戸給油所	〒793-0053 西条市洲之内甲163-3	0897-56-5000	
古川給油所	〒793-0044 西条市古川甲297-2	0897-55-4186	
居宅介護支援センターヘルパーステーション西条	〒793-0030 西条市大町200-1	0897-52-1500	
デイサービスセンターいずみの里	〒793-0030 西条市大町200-6	0897-52-1600	
デイサービスセンターみずほの里	〒793-0061 西条市禎瑞1033	0897-56-3100	
小規模多機能型居宅介護施設 武丈の里	〒793-0030 西条市大町980-4	0897-55-2101	
西条農機具センター	〒793-0052 西条市中西新開60	0897-56-1805	
プロパンガス	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-9050	
カントリーエレベーター	〒793-0052 西条市中西新開60	0897-55-5770	
グリーンセンター	〒793-0063 西条市西泉東新開1-1	0897-56-8118	
ホワイトセンター	〒793-0063 西条市西泉甲101	0897-57-6112	
神戸野菜集出荷場	〒793-0053 西条市洲之内甲343-1	0897-55-8133	
直売所ときめき水都市	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-53-6790	
食配(ひめライス・みそ)	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-55-1200 フリーダイヤル0120-801201	
こめっこぼん。あぐり工房	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-53-6790	
直売所みのりちゃん市場	〒793-0025 西条市栄町260	0897-53-7333	
ふれあい工房	〒793-0041 西条市神拝甲487-1	0897-55-0160	

●関連施設●

総合葬祭式場 ルミエール西条	〒793-0030 西条市大町937-1	0897-56-2500	
----------------	----------------------	--------------	--



DISCLOSURE 2023  
えひめ未来農業協同組合の現況

---

発行 令和5年7月  
編集 えひめ未来農業協同組合 総合管理部  
〒792-0804 新居浜市田所町3-63  
TEL (0897) 37-1004  
印刷所 東田印刷株式会社



JAえひめ未来キャラクター



JAえひめ未来  
JA EHIME MIRAI

〒792-0804 愛媛県新居浜市田所町3-63  
TEL(0897)37-1004 / FAX(0897)34-1185  
<https://ja-ehimemirai.or.jp>